

福井県こども・子育て応援計画（案）

令和7年〇月

福 井 県

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 策定コンセプト	3
1 コンセプト（新たな観点）	
2 リデザインの視点	
3 策定プロセス	
第3章 本県の結婚、子育てをめぐる現状	5
1 出生率と人口の推移	
2 結婚	
3 子育て	
4 こども家庭福祉	
5 こども・子育て施策の評価・認知度	
第4章 こども・若者、子育て当事者からの意見	30
第5章 本計画の方向性	33
第6章 本計画の最重点プロジェクト	36
第7章 具体的な施策の内容	43
1 「ふく育安心モデル」一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない社会	
2 「ふく育希望モデル」一人ひとりの夢が叶い、幸せが実感できる社会	
3 「ふく育共感モデル」子育ての“よろこび”が育まれ、広がっていく社会	
第8章 計画の推進体制	56
第9章 幼児教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進	59
1 教育・保育の提供	
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	
資料編	67

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県においては、これまで平成8年度からの「ふくいっ子エンゼルプラン」、平成13年度からの「第二次ふくいっ子エンゼルプラン」、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成22年度からの「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成27年度からの「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」そして、令和2年度からの「福井県子ども・子育て支援計画」を策定し、結婚、妊娠、出産、子育て支援のための様々な施策を実施してきました。

特に、「福井県子ども・子育て支援計画」では、AIを活用したマッチングシステム導入など、若い世代の出会いを応援するとともに、日本一幸福な子育て県「ふく育県」を宣言し、保育料の無償化拡充や全天候型の遊び場整備、男性育休を促進する企業への奨励金制度など、本県独自かつ全国トップクラスの子育て施策を展開してきました。その結果、待機児童ゼロの継続、男性育休取得率の向上など、子育てしやすい環境づくりが進んでいます。

一方、本県で子育てする上での特長でもあった3世代同居率の低下やIターンを含めた核家族世帯の増加など家庭における支え合いの力が低下傾向にあるほか、子育てや子どもを持つことに関して希望するライフコースを歩めていない人がいることも事実です。誰もが安心して、結婚・出産・子育ての希望をかなえられる環境の充実がより一層求められます。

また、令和5年4月には、こども基本法が施行され、次世代の社会を担う全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で「こども施策」を進めていくこととされました。本県としても、今後のこども・子育て施策のあり方について、こども・若者の意見表明と社会参画の機会の確保など同法に掲げられた基本理念に沿って、様々な環境におかれた子育て当事者に加えて、こども・若者からの意見を積極的に聴きながら、丁寧に議論を重ねてきました。

今回、新たに「福井県こども・子育て応援計画」を策定し、子育ての幸せや楽しさが実感できる社会の実現に向け、こども・若者・子育て当事者一人ひとりの多様な夢や希望を社会全体で応援する風土を醸成し、支援団体や関係機関、市町等と協働して、こども・子育て施策を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画として策定するほか、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく都道府県計画、成育医療等基本方針を踏まえた成育医療等に関する計画としても位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度（2025年度～2029年度）までの5年間とします。

【「こども」の考え方について】

こども基本法では、「こども」とは「心身の発達過程にある者」と定義しています。全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められている同法の基本理念を踏まえ、その期間を一定の年齢で画することのないよう、本計画においても基本的に「こども」表記を用います。

なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では特に青年期の全体が範囲に入ることを明確にする場合に「若者」の言葉を使用しており、本計画においても同様の趣旨で「若者」を用います。

こども	・心身の発達過程にある者（こども基本法第2条） ・若者も含む ・法令に根拠がある語、固有名詞等を用いる場合を除き、基本的に「こども」を用いる
若者	・青年期（概ね18歳以降から30歳未満）の全体が範囲に入ることを明確にする場合に用いる

第2章 策定コンセプト

1 コンセプト（新たな観点）

子育ての幸せや楽しさが実感できる社会の実現に向けては、こども基本法およびこども大綱の理念を踏まえ、全てのこども・若者の社会参画や権利擁護を図りながら、子育て当事者も含めて一人ひとりの多様な夢や希望を社会全体で応援する風土が重要です。

このため、「“こども・若者に寄り添う視点”で「ふく育県」をリデザイン」を策定コンセプトに掲げ、策定のプロセスにおいてこども・若者を含めて多くの県民の方々の意見・提案をいただき、問題意識の共有を図るとともに、目指す姿について議論を深めました。

策定コンセプト（新たな観点）

“こども・若者に寄り添う視点”で「ふく育県」をリデザイン

2 リデザインの視点

これまで「ふく育県」として進めてきた取り組みや、これから新たに展開していく取り組みについて、以下の3つの観点を念頭に、こども・若者に寄り添う視点で政策のリデザインに努めていきます。

包括目線

あらゆる環境に置かれた当事者が利用あるいは参画できる仕組みになっているか

利用者目線

利用者にとって分かりやすく、利用しやすい制度になっているか

将来目線

将来の当事者にも訴求できる内容になっているか

3 策定プロセス

策定過程に参加いただいた皆さんは、延べ12,000名を超えました（アンケート調査含む）。そのうち、約6割がこども・若者など、若い世代からの意見や提案です。多くの方々の参加により策定した「福井県こども・子育て応援計画」を、今後5年間で本県が進めるこども・子育て施策の共通指針として市町や支援団体、関係機関等と共有し、関係者が協働してこども・子育て施策を総合的に進めていきます。

〔県民アンケートの実施〕

こども・若者や子育て世帯、未婚者を対象に、当事者がおかれた現状やニーズを把握するための調査（福井県こども・子育てニーズ調査（令和6年度）、福井県子育て意識調査（令和5年度））や、小中学生とその保護者を対象とした生活状況実態調査等を実施し、全体で延べ7,000名を超える方から回答をいただきました。

〔こども・若者への意見聴取の実施〕

こども・若者の意見を本県のこども・子育て施策に反映するため、こどもたちが学校で使っているタブレット等からいつでも自由にアクセスできるWeb上の意見発信フォームを開設し、「こんなことに困っている」「こんなことができると思う意見や提案について募集しました。初めての取り組みでしたが、約5,000名ものこども・若者から回答をいただき、若い世代ならではの視点で、自身の家庭や、社会のことを捉え、前向きに福井県の未来を考えている姿勢が多く見受けられました。



意見募集のチラシ

今後も、若い世代への継続的な意見聴取に取り組み、県の施策に反映させていきます。

〔こども・若者・子育て当事者との意見交換会の実施〕

多くの当事者からより広く意見をお聴きするため、様々な環境のこども・若者や子育て当事者と意見交換を実施しました。特別支援学校や盲学校等に通うこどもたちと「福井の未来」について一緒に考えるワークショップ、ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児を育てる家庭の保護者との意見交換などを通して、一人ひとりに寄り添った施策について検討してきました。

〔こども・子育て応援会議（分科会含む）の開催〕

各分野で積極的に活動されている団体関係や有識者等からなる「福井県こども・子育て応援会議」では、県として目指すべき方向性や成果指標等について、「福井県こども応援分科会・子育て応援分科会」では、当事者目線を特に重視し、取り組むべき施策の方向性や改善点等について、議論を進めてきました。



こども応援分科会での意見を見る化したグラフィックレコード



子育て応援分科会での意見を見る化したグラフィックレコード

第3章 本県の結婚、子育てをめぐる現状

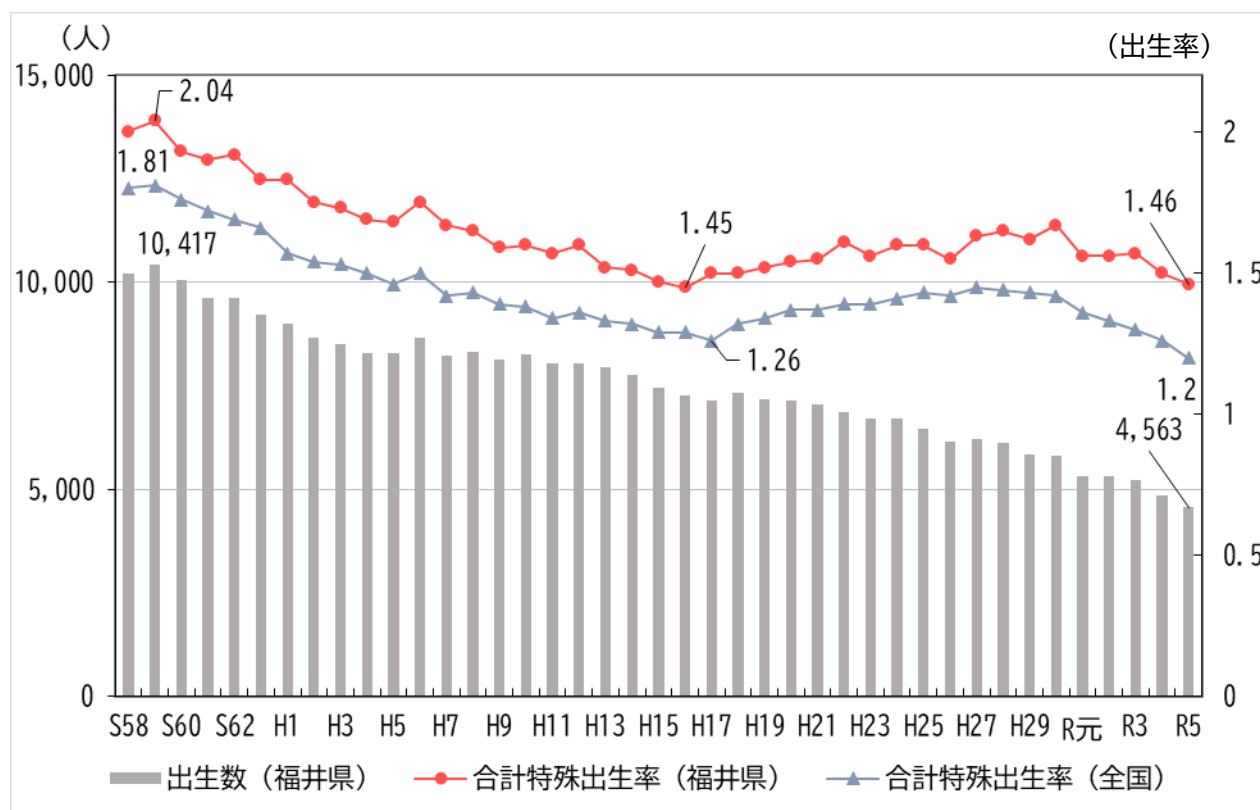
1 出生率と人口の推移

全国の合計特殊出生率^(※1)は、昭和50年に人口置換水準^(※2)の2.08を下回って以降、減少傾向が続き、令和5年には1.20と過去最低を記録し、同年の出生数も、72万人と過去最低を記録しました。

本県の合計特殊出生率は、平成16年に1.45と過去最低を記録し、それ以降は上昇傾向が続いていました。しかし近年は減少しており、令和5年は全国上位を維持していますが、1.46（全国8位）となっております。出生数は、昭和61年に1万人を下回り、令和5年は、4,563人と過去最低になりました（図1）。

本県の人口（10月1日現在）は、既に平成11年（831,222人）をピークに減少に転じ、令和5年は744,568人となっています（図2）。

（図1）出生数・合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

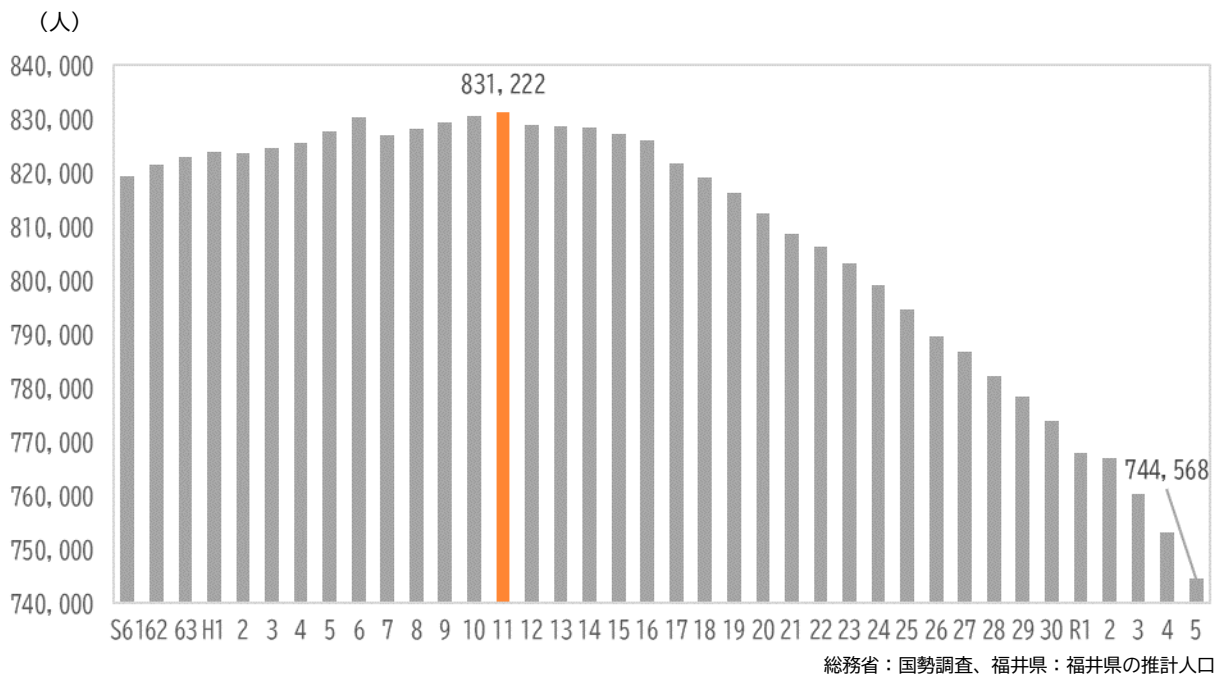
（※1）合計特殊出生率：女性が一生の間に生むと推定されるこどもの数を示す。

15～49歳までの女性の年齢別出生率（ある年齢階級の母の出生児数／ある年齢階級の女性の人口）の合計値

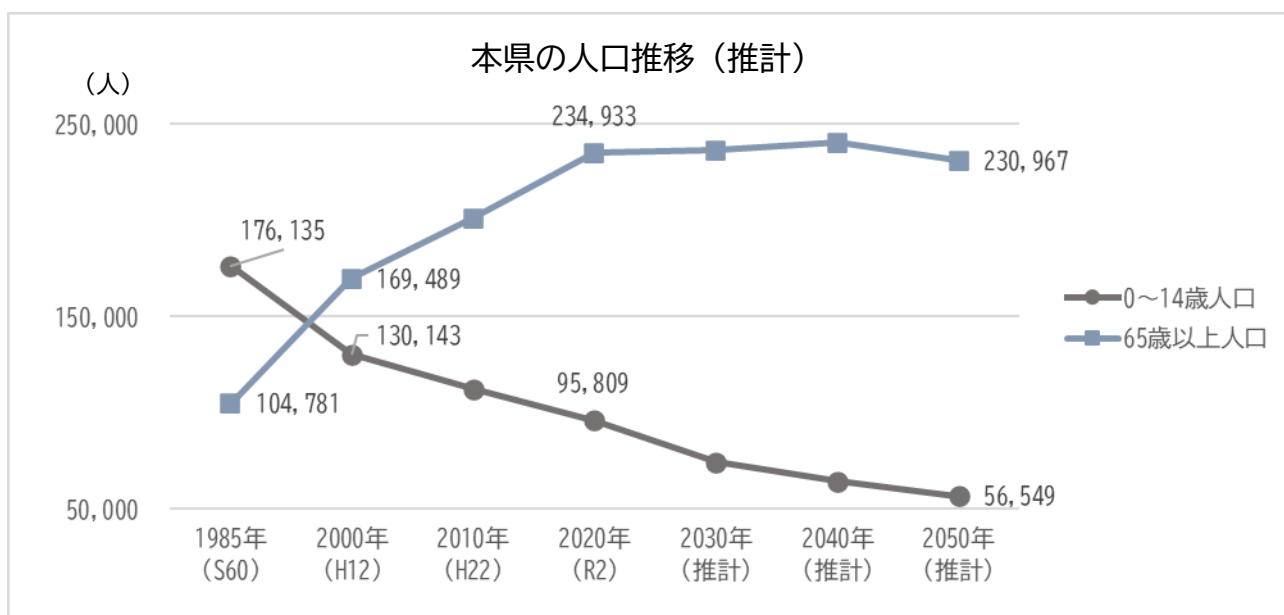
（※）人口置換水準：長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいう。この水準を下回ると人口が減少することとなる。

現在の日本の人口置換水準は、2.07（平成27年、国立社会保障・人口問題研究所）である。

(図2) 本県の人口の推移

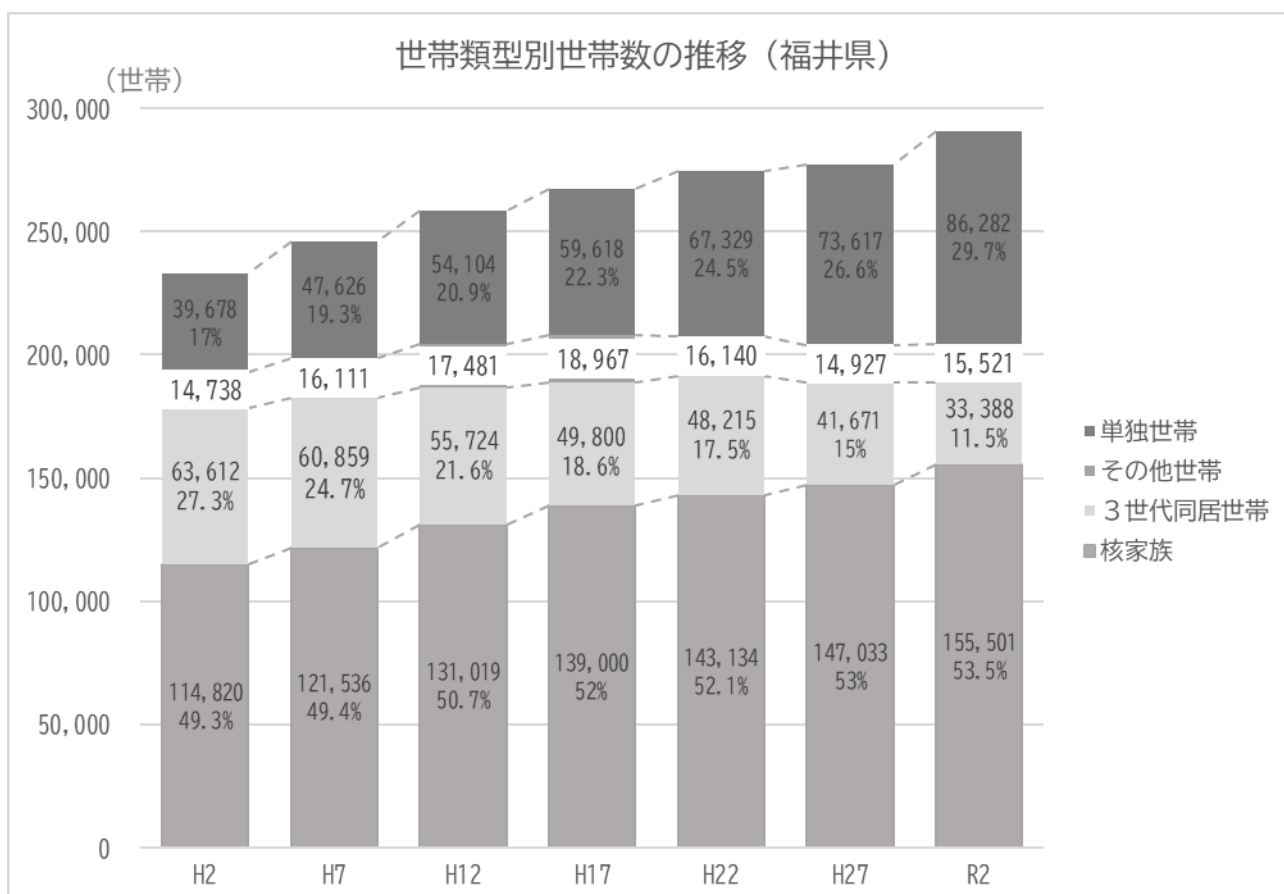


(図3) 本県の将来人口推移(0～14歳人口、65歳以上人口)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

(図4) 本県の世帯類型別世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

2 結婚

本県の婚姻数は、人口の推移と同様に年々減少しており、今後も人口減少が予測されていることから、今後も減少が続くとみられます（表1）。

本県は、50歳時未婚率が全国と比較して低い状況（男性全国2位、女性全国1位）（表2）であり、20～40代の配偶者がいる割合が全国と比較して高い状況（男性全国12位、女性全国1位）ですが、全国の傾向と同様に本県の未婚率は上昇を続けており、30代前半では、男性47.9%、女性32.2%と、30年前のそれぞれ約2倍、約5倍になっています（図5）。

一方、本県の平均初婚年齢は男性30.6歳、女性29.0歳ですが、初婚年齢の最頻値（婚姻数が最も多い年齢）は男性26歳、女性25歳であり（図6）、この年齢を過ぎると未婚者の数が大きく減少する傾向にあります（図7）。

福井県が行ったこども・子育てニーズ調査（令和6年度）（以下、こども・子育てニーズ調査という。）のうち、未婚者対象の調査結果によると、「できるだけ早く結婚したい」、「いずれは結婚したい」との回答の合計は69.0%に上ります（図8）。また、福井県子育て意識調査（令和5年度）（以下、子育て意識調査という。）によると、20代から30代の独身者が独身でいる理由としては、「まだ適当な相手にめぐりあっていない」との回答が最も多く、続いて「結婚資金が足りない・結婚生活にお金がかかる」（図9）ことから、出会いの機会の不足や経済的不安が主な要因となっています。

さらに、こども・子育てニーズ調査によると、交際相手を求める未婚者の約7割が、恋人探しを意識した活動を行っていません（表4）。令和5年に結婚した女性の68%、男性の58%が20代である現状を踏まえると（表5）、結婚の希望を叶えるためには、若い世代への応援が重要です。

（表1）福井県の婚姻数の推移

	2003年 (平成15年)	2008年 (平成20年)	2013年 (平成25年)	2018年 (平成30年)	2023年 (令和5年)
婚姻件数(件)	4,385	4,124	3,744	3,274	2,620
人口(人)	827,110	812,479	794,492	773,731	744,568

厚生労働省：人口動態、福井県：福井県の推計人口

（表2）福井県と全国の50歳時未婚率

	男性	女性
福 井 県	23.4% (全国2位)	12.1% (全国1位)
全 国	28.3%	17.8%

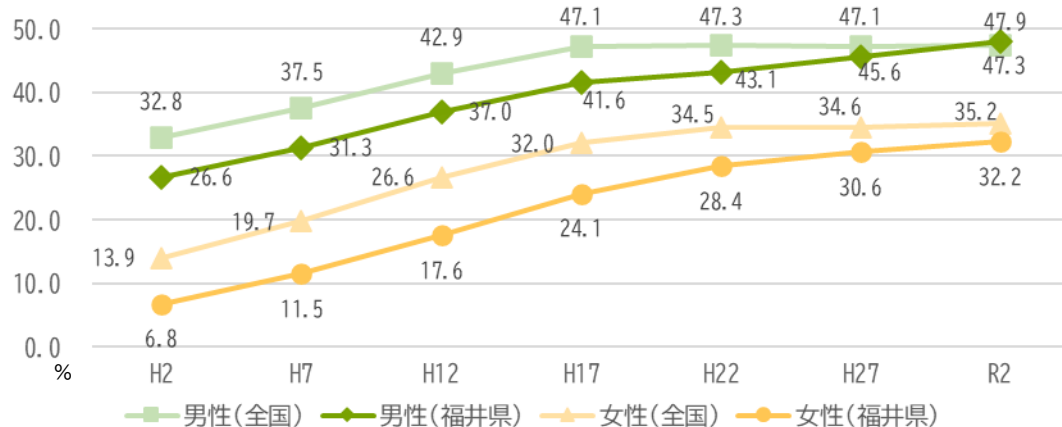
出典：総務省「国勢調査」(R2)

（表3）福井県と全国の20～40代有配偶率

	男性	女性
福 井 県	50.1% (全国12位)	59.5% (全国1位)
全 国	47.0%	54.3%

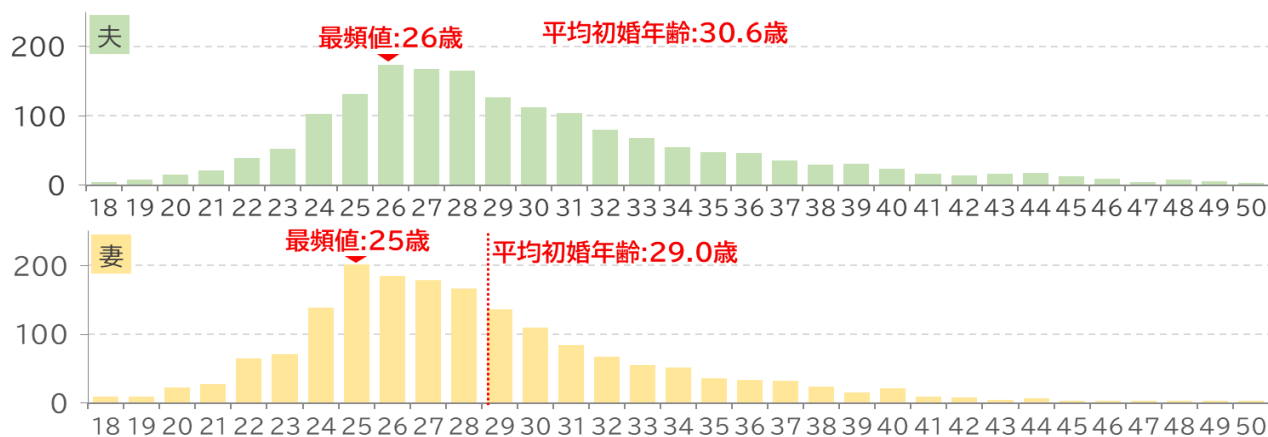
出典：総務省「国勢調査」(R2)

(図5) 30～34歳の未婚率（全国および福井県）



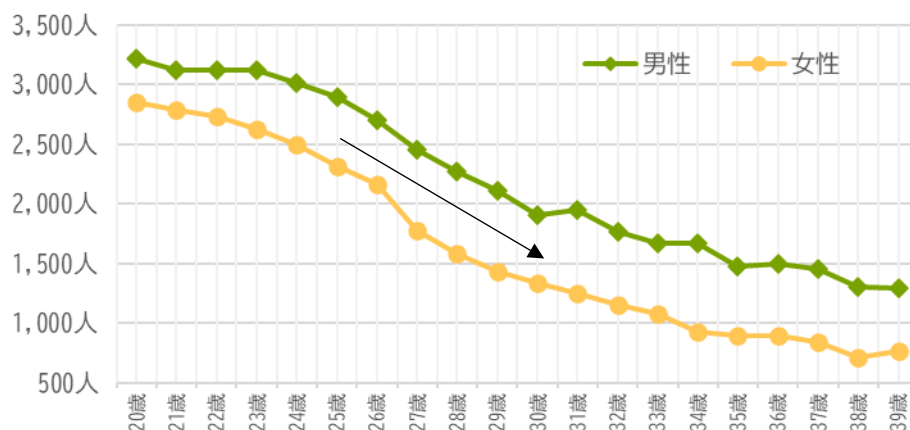
出典：総務省「国勢調査」

(図6) 初婚夫婦の年齢別婚姻人数（福井県）



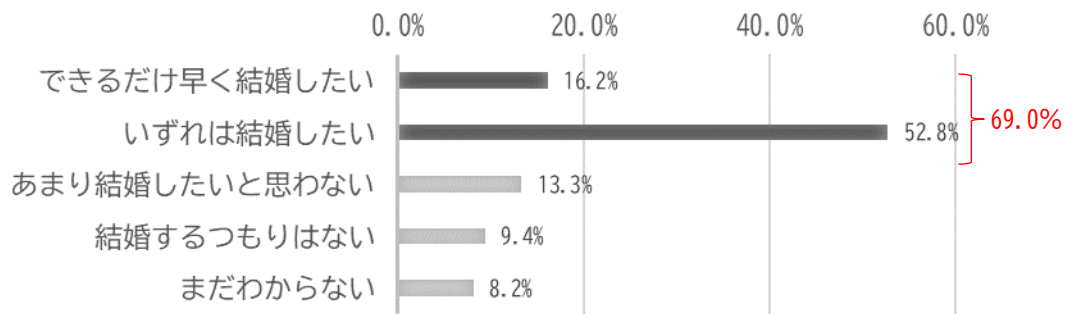
出典：厚生労働省「人口動態統計」(R5)

(図7) 年齢別男女未婚者数（福井県）



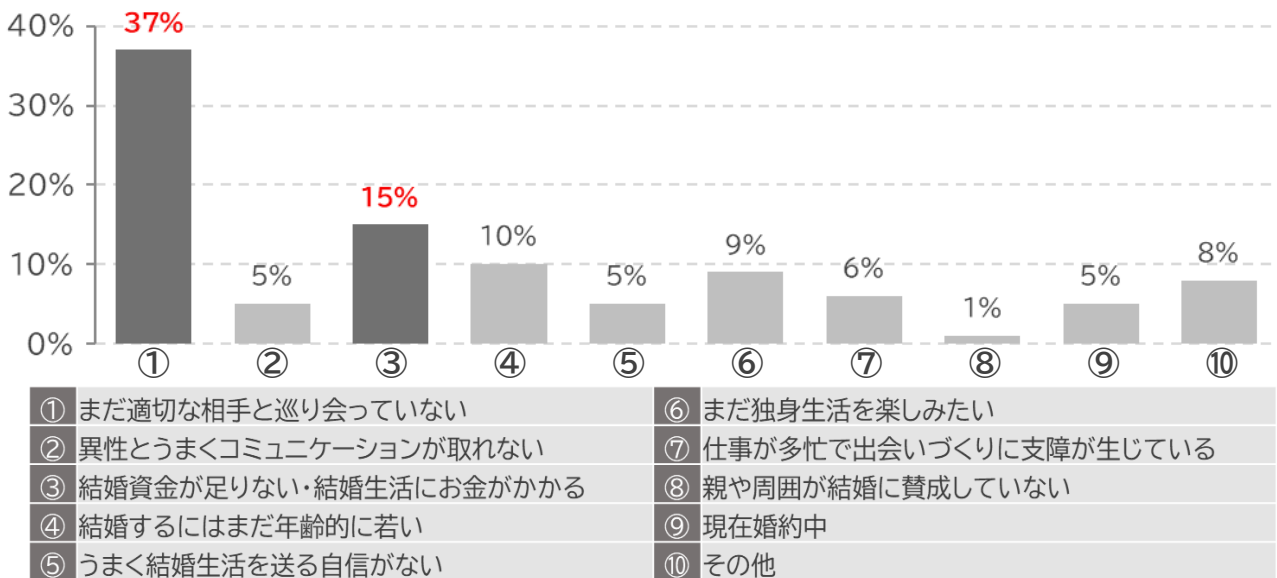
出典：総務省「国勢調査」(R2)

(図8) 20～39歳の結婚についての考え方(福井県)



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

(図9) 結婚意欲のある方が、結婚に至っていない理由(福井県)



出典：福井県「子育て意識調査」(R5)

(表4) 交際希望者のうち、恋人探しを意識した活動の実施状況(福井県)

活動している	29.0%
活動していない	71.0%

出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

(表5) 各年代の初婚人数に占める割合(福井県)

	男性	女性
～20代	57%	68%
30代	34%	28%
40代～	9%	4%
計	100%	100%

出典：厚生労働省「人口動態統計」(R5)

〔これまでの取組み〕

結婚は、個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えてはならず、多様な価値観・考え方を尊重し、支援を強制することがないよう留意する必要があります。県ではこうした点に留意し、若者の結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組みを実施しています。

本県では、これまで全国に先駆け、平成6年度に結婚支援事業を開始し、お見合い支援として結婚相談所の運営や、平成22年度からはボランティアの「地域の縁結びさん」による活動支援を展開し、「人の手」による温かできめ細かなサポートを進めてきました。平成27年度からは、企業・団体など職域にも縁結び活動の拡大を図るため、県の結婚支援施策に賛同する「ふくい結婚応援企業」登録制度を開始し、これまで、企業が設置する「職場の縁結びさん」とともに、独身者の出会いを応援してきました。

さらに、県と市町が広域的に連携して結婚支援事業に取り組むため、令和2年4月に県と県内全市町で組織する「ふくい結婚応援協議会」を設立しました。同年11月には支援の拠点となる「ふくい婚活サポートセンター」を開設するとともに「ふく恋」AIマッチングシステムの運用を開始し、県全域どこでもいつでも婚活ができる環境を整えています。令和4年11月には「ふくい結婚応援ポータル」を開設し、県と市町が協働する広域イベントだけでなく民間が主催する婚活イベント情報も数多く発信しており、多くの方に閲覧されています。

加えて、令和3年度から若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減し、希望する時期に結婚できるよう、国の交付金を活用した引越費用などの結婚新生活の支援に加えて、使途制限のない支援金の給付を開始しました。令和5年度からは福井県独自の支援金を拡充し、最大100万円の全国一手厚い支援を進めています。

これらの取組みにより、県・市町の結婚応援事業をきっかけとする婚姻件数が令和6年4月に累計2,000件を超えるなど、人の手とシステムの両輪での結婚支援は、一定の成果を上げています。

しかし、新型コロナ感染拡大による出会いの機会が減少するなど、婚姻数が伸び悩んでいることから、出会いの機会を増やしていく必要があります。また、交際相手が欲しいが恋人探しを意識した活動を行っていない若者が多数いることから、若い世代を対象に結婚の前段階である恋愛に踏み出すための応援を進めていくことも必要となっています。

このため、令和6年度に大手マッチングアプリ会社と恋愛および結婚支援に関する連携協定を締結し、若者を対象に恋愛気運の醸成や出会いの機会の拡大を図っています。

今後も若者の結婚の希望を叶えるためには、若者のニーズに応じた出会いの機会の提供や、恋愛活動への心理的ハードルを下げる取組みなど、恋愛から結婚までの切れ目ない支援を充実させることが重要です。

〔実績〕

項目	2018年度末 (平成30年度)	2023年度末 (令和5年度)
県・市町の結婚応援事業をきっかけとする婚姻件数	163件	109件
出会い・交流イベント参加人数	8,628人	7,658人

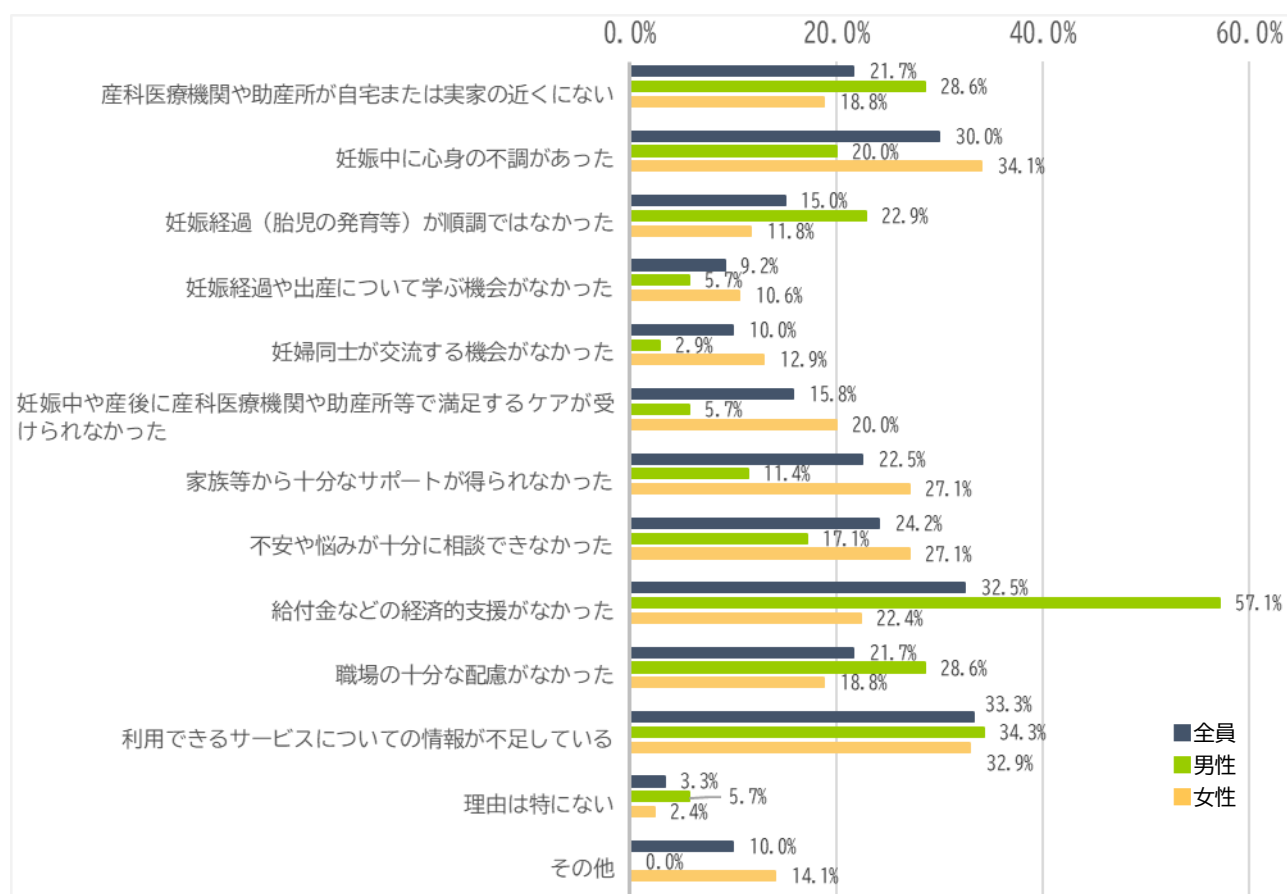
3 子育て

○妊娠期から出産期の支援

核家族世帯等が増加し、地域のつながりが弱まるなど、妊産婦の孤立感や負担感、育児に不安を持つ人が増えている中で、妊産婦やその家族を社会で支援することが、こどもの育ちを支えるはじめの一歩となります。こどもの誕生を迎え入れる準備期において、妊娠前・妊娠中の生活習慣や栄養状態を含めた母親の心身の健康を支えるだけでなく、父親も含めて、保護者・養育者が、こどもの育ちについての関心や理解を深め、困った時に支援を得られる人や手段を確認するなど、今後の子育てに対して前向きな気持ちを持つことができるように、様々な機会を活かした伴走型の相談支援が重要です。

こども・子育てニーズ調査においても、本人が希望する妊娠・出産の実現のためには、経済的支援や情報の充実化がより求められている一方で、身体的負担の軽減や、精神的負担の軽減など、本人に寄り添った幅広いサポート体制の重要性が示されており（図10）、また、こどもを持つことを希望する方が必要なサポートを必要なタイミングで受けることができるよう、男女を問わず、若い世代に将来の妊娠に備えた健康管理の重要性を啓発するなど、より一層の相談支援や情報提供の充実が求められます。

（図10）妊娠・出産に対して満足できなかった理由



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

〔これまでの主な取組み〕

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、市町は、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされ、県はすべての市町においてこども家庭センターが設置され、母子保健と児童福祉双方がより一層連携・協働して支援が実施できるよう働きかけを継続してきました。（表6）

また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産育児関連用品の購入等の経済的支援を一体的に実施するとともに、新生児訪問・幼児健診、困難事例への対応など母子保健における関係機関との連携体制の強化を進めました。早期の養育支援を必要とする家庭の把握と継続支援は、保護者の育児能力を判断する機会ともなり、児童虐待の観点からも重要であり、把握した困難を抱えているこどもや家庭に対しては、訪問・通所・入所等の支援（家庭支援事業）等を組み合わせたサポートプランを作成し、伴走型の相談支援を行っています。さらに、「要保護児童対策地域協議会」が全市町に設置されており、支援が必要な児童や妊産婦等の早期発見や適切な支援を行うため、関係機関が情報共有や支援内容・役割分担の協議、進行管理を行っています。

そのほか、こどもを持つことを望む夫婦に対して、高額な不妊治療費の一部を助成するなど安心して必要な治療を受けられる環境づくりを行っています。令和4年4月からは、特定不妊治療に公的医療保険が適用されたことを受けて、県独自で、保険適用となる治療および先進医療の自己負担額の一部を新たに助成するなど、不妊治療への支援を大幅に強化しています。また、家族や職場を含め社会全体に不妊治療への理解を広げていくため、令和2年度から、不妊治療のための休暇を取得しやすい職場環境づくりを進める企業に対し奨励金を支給し、本人の治療と仕事を両立するための支援を行っています。

（表6）こども家庭センターの設置状況

項目	2018年度末 (平成30年度)	2023年度末 (令和5年度)
こども家庭センター設置市町数 (2018年度末の数値は「子ども家庭総合支援拠点設置市町数」)	5市町	13市町

○子育て支援・こどもの居場所づくり

こども・子育てニーズ調査では、理想のこどもの数を３人とする人が４８．３％と最も多くなっていますが、実際に持ちたいこどもの数は２人とする人が最も多く５０．５％となっています。その理由として、６３．５％の人が「子育てにお金がかかる」としており、次いで４０．５％の人が「精神的・肉体的負担が大きい」としています（図１１、１２）。

県内では、ほぼすべての市町で高校３年生までの医療費が無償化されているほか、保育料無償化や高校授業料無償化、大学授業料の減免等の支援対象が順次拡充されるなど、子育て世帯の経済的な負担感は徐々に減少しつつあります（図１２）。

他方、近年、三世代同居率が減少するとともに、働く祖父母世代が増加し、核家族での子育てが増えてきています（表７、８）。また、こどもと地域社会との関わり方の変化や価値観の多様化などにより、「こどもが地域コミュニティの中で育つ」ことがより難しくなっている現代においては、全てのこども・若者が、「安全に安心して過ごせる居場所」の重要性が増しています。社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や地域貢献活動等の機会に接することで学びを深め、本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるような居場所づくりが必要です。

男性の家事・育児への関わり方を見ると、こども・子育てニーズ調査では、平日のこどもとのふれあい時間は男女ともに１～２時間未満で最も割合が高いものの、女性の方が、こどもとのふれあい時間を長くとっている傾向があります。（図１３）。子育ては、夫婦が共同して行うことが大切であり、特に幼児期までのこどもの育ちは、こども本人の人生の基盤となる時期であることを認識し、乳幼児から保護者・養育者が安定した愛着を形成できる社会を実現することが求められています。

（表７）本県の３世代同居割合

	2010 年度 (平成 22 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
福井県	17.6%	15.0%	11.5%

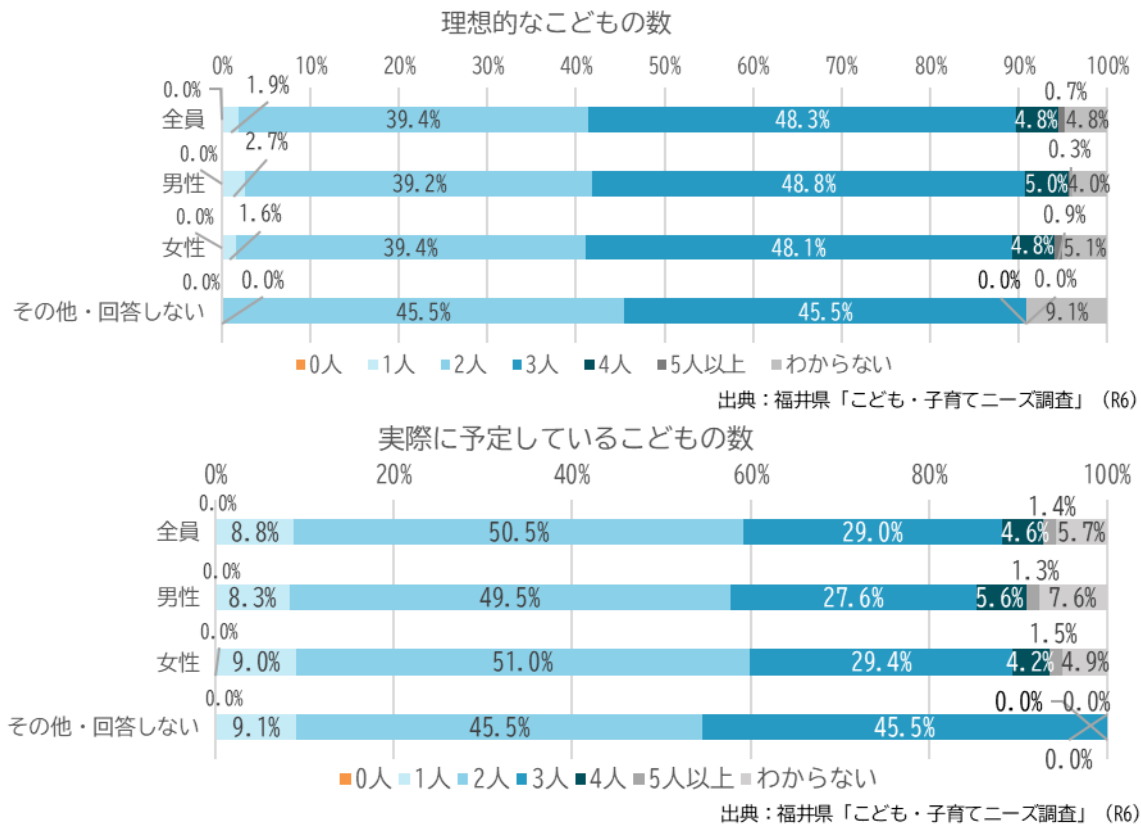
出典：総務省「国勢調査」(R2)

（表８）６０～６４歳の労働力率（女性）

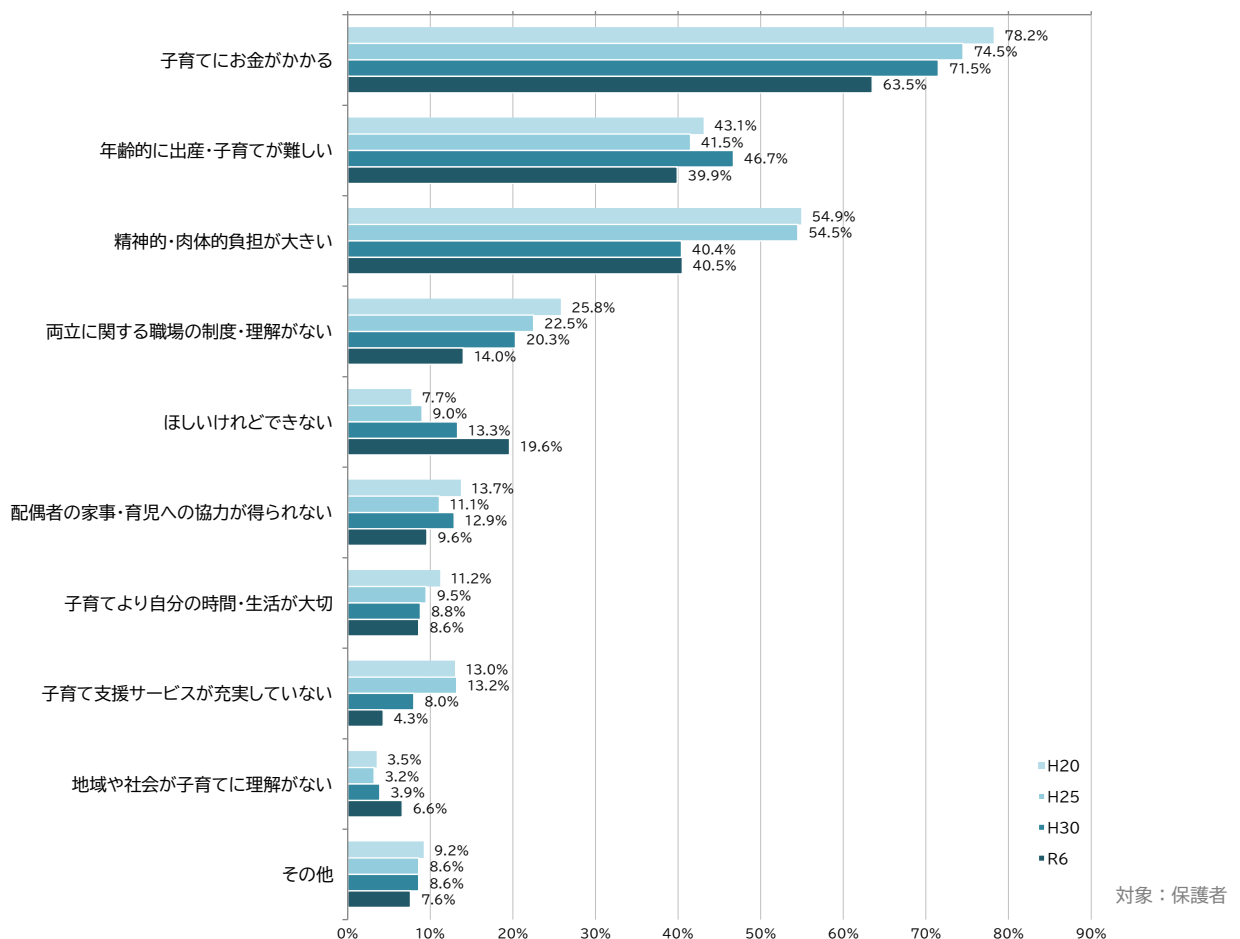
	2010 年度 (平成 22 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
福井県	53.3%	59.2%	69.1%

出典：総務省「国勢調査」(R2)

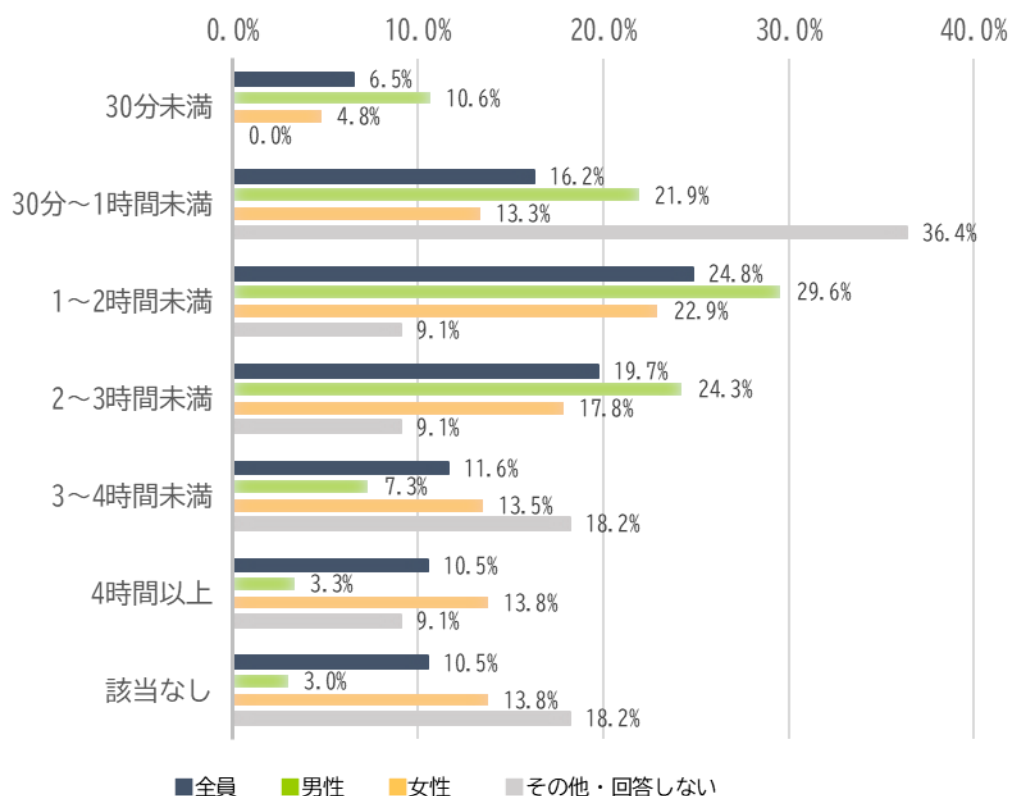
(図1 1) 子育て家庭が理想とすることどもの数と実際に予定していることどもの数



(図1 2) 理想のことどもの数より実際に予定していることどもの数が少ない理由



(図1 3) こどもとのふれあいの時間(平日)



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

〔これまでの主な取組み〕

令和2年度から「子だくさんふくいプロジェクト」として、保育料無償化や、病児保育・一時預かりなどの無償化の対象を第2子へ拡充するとともに、令和6年9月からは第2子以降への在宅育児応援手当および第2子の保育料無償化における所得制限を撤廃しました。高校授業料無償化県内大学授業料の減免についても、令和6年4月から、複数のこどもを育てるすべての世帯が対象となっています。また、潜在保育者の就職支援や現役保育者の悩み事相談、就職面談会の実施など、保育人材センターにおいて保育人材の確保を進めています。

〔「子だくさんふくいプロジェクト」支援実績〕

目標項目	数値	
合計特殊出生率	1.67 (2018年)	1.46 (2023年)
保育所等の待機児童	10人 (2019.4.1)	待機児童ゼロ (2020年～)
福井県保育人材センターによる保育者就職者数 (累計)	— (2019.10.4開所)	199人 (2023年)

○仕事と家庭の両立支援

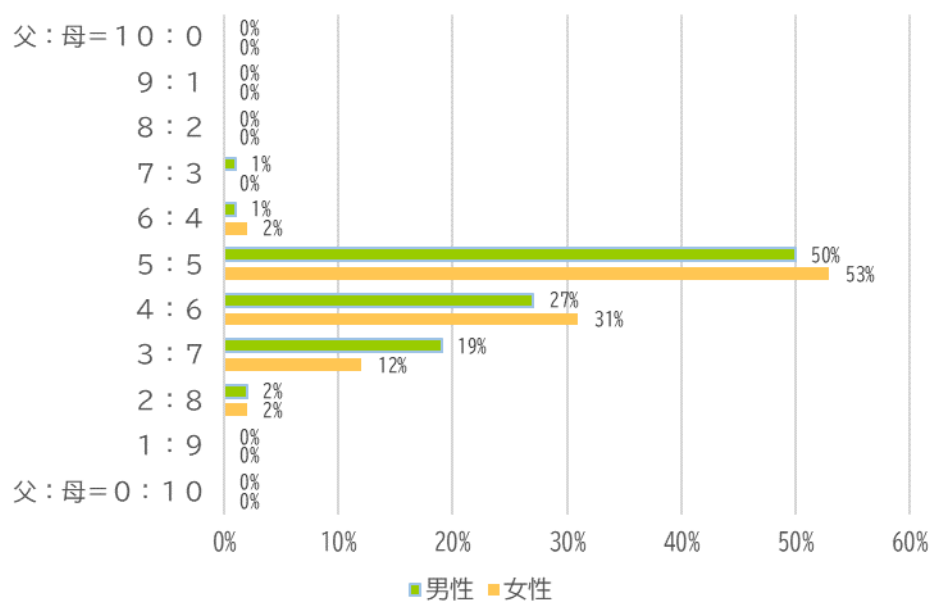
本県は、共働き世帯数の割合（61.2％、全国1位）と女性の就業率（55.6％、全国2位）が高く、多くの女性が働きながら子育てをしています。また、家事・育児の分担割合で見ると、5割以上の人が平等な家事育児分担を理想としているものの、実際は女性の負担が大きくなっています。（図14、15）

こども・子育てニーズ調査によると、出産や子育てを契機に「仕事を辞めた」女性は16.0％と、約6人に1人が退職しており、その理由は「子育てに専念したい」（28.0％）が多い一方で、「両立支援制度が整っていない」（27.1％）、「仕事と子育ての両立に自信がない」（16.8％）、「子育て支援制度を利用しにくい職場の雰囲気」（4.7％）といった両立への不安が多くを占めています（図16、17）。女性の家事・育児の負担を減らすためには、男性と分担して家事・育児を行うことが必要ですが、令和5年度福井県勤労者就業環境基礎調査によると、男性の育児休業取得率は31.4％と着実に伸びているものの、男性も女性と同じように育児休業を取得できるよう、一層の環境整備が求められます。こどもとのふれあい時間が十分でない理由を男性に聞くと、「仕事が忙しい」との理由が7割以上となっています（図18）。

また、子育て意識調査によると、仕事と不妊治療の両立に対する不安を挙げる人が多く、両立のために、「治療のための休暇制度」（45.8％）、「通院・休息時間を認める制度」（27.4％）を会社に希望する声が多くあります（図19）。

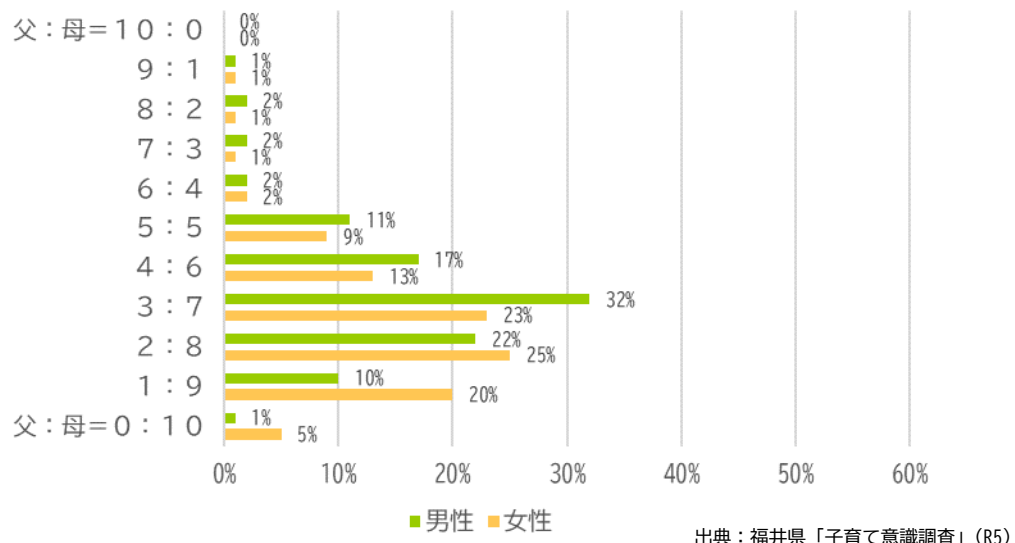
このため、柔軟な働き方や長時間労働の見直しなど、働きながら安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりを進める必要があります。

（図14）理想の家事育児分担割合

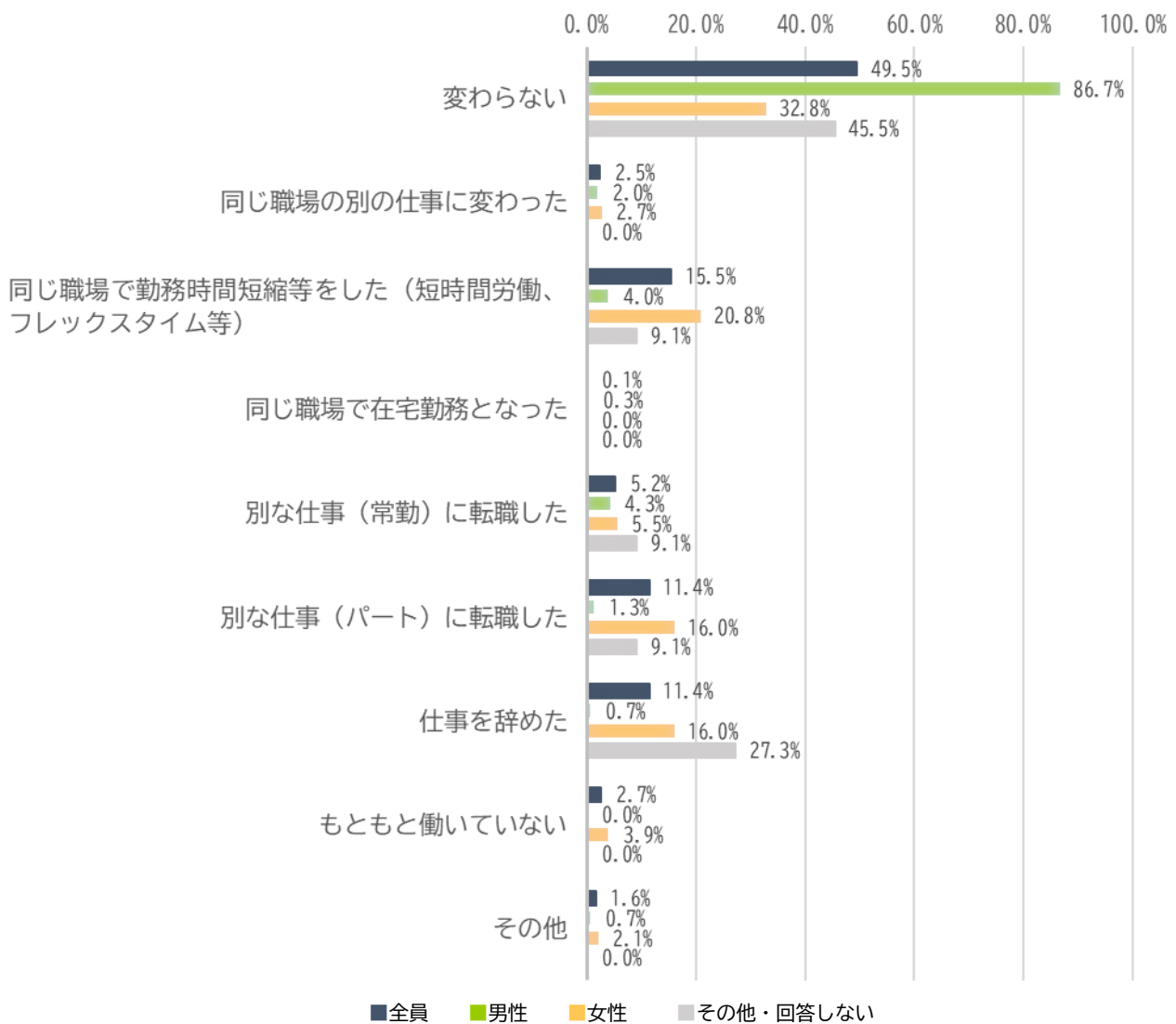


出典：福井県「子育て意識調査」（R5）

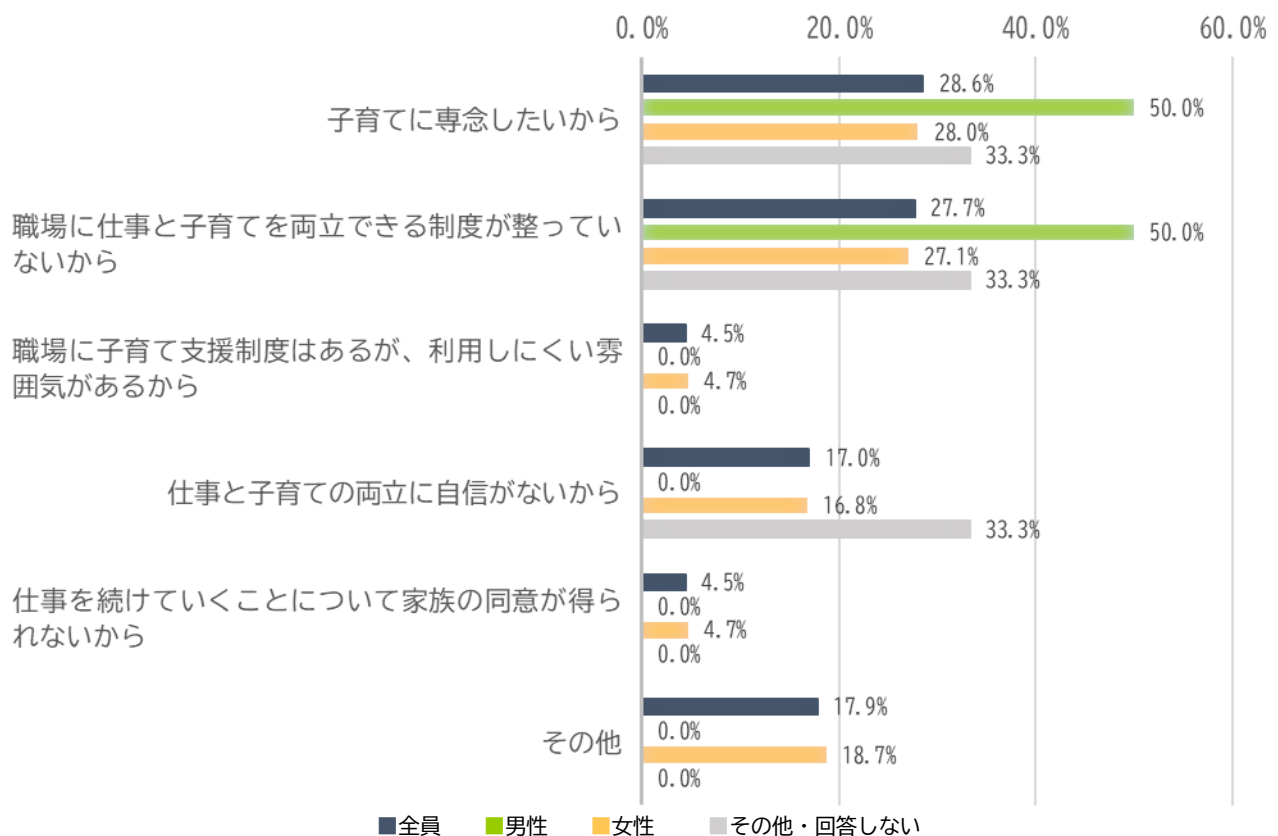
(図15) 実際の家事育児分担割合



(図16) 出産や子育てを契機とした仕事の形態の変化

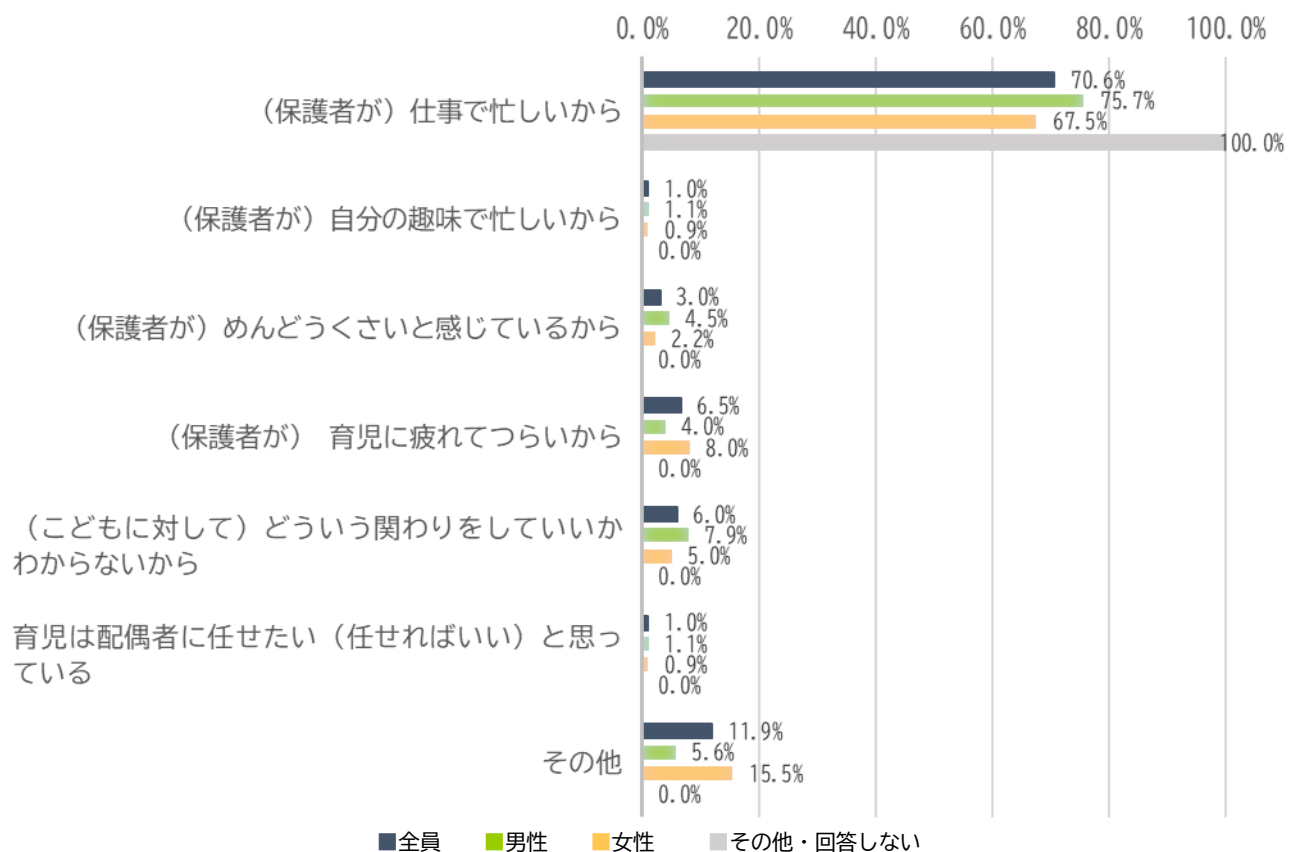


(図1 7) 出産や子育てを契機に仕事を辞めた理由



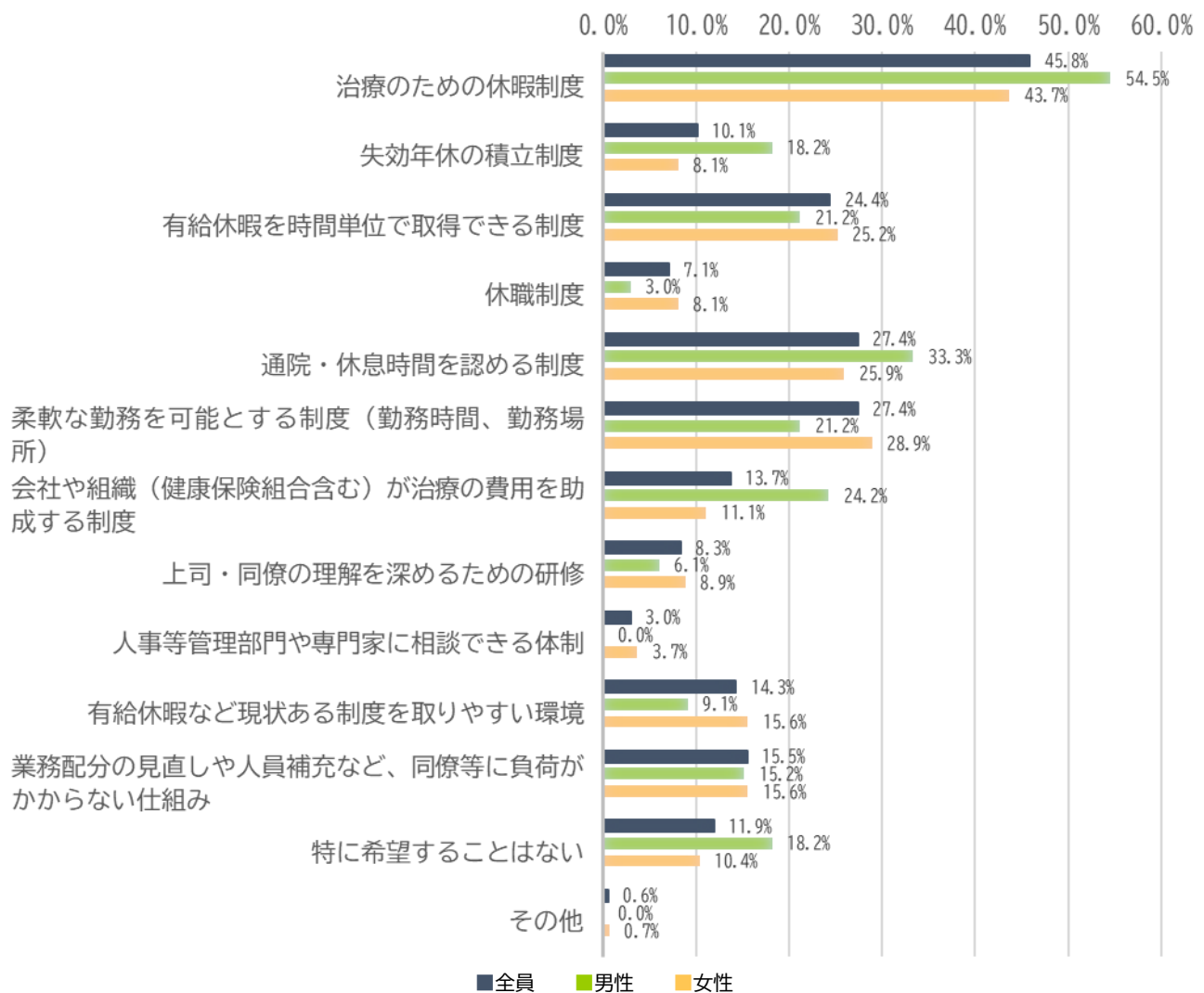
出典：福井県「子ども・子育てニーズ調査」(R6)

(図1 8) 育児やふれあいの時間が十分でない主な理由



出典：福井県「子ども・子育てニーズ調査」(R6)

(図19) 不妊治療と仕事の両立のために会社に希望すること



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

〔これまでの主な取組み〕

男女ともに安心して仕事と子育てが両立できるための職場環境づくりを促進するため、令和元年度から、残業・休日勤務など長時間労働の改善、仕事と子育ての両立支援などについて積極的に取り組むことを宣言した企業に対する支援や、優良な労働環境を整えた企業を表彰し、情報発信することにより横展開を図ってきました。

さらに、企業の両立支援の取り組みを促進するため、男性育休促進企業奨励金事業を実施し、男性の育児休業取得や長期間の育児短時間勤務の制度化、不妊治療休暇制度を整備するなど、従業員を支援する企業を奨励し、企業の実情に応じた体制整備や周囲の意識改革を促すとともに、継続的な育休取得を促進してきました。

〔実績〕

項目	2013 年度末 (平成 25 年度)	2023 年度末 (令和 5 年度)
男性の育児休業取得率	5.5%	31.4%

○保育所・放課後子どもクラブ等の環境整備

本県は、共働き率が高いことから保育所等の利用率が高く、働きながら安心して子育てができるよう、保護者の就労形態に応じた保育ニーズに対応する延長保育や休日保育、また、こどもが病気で仕事を休めない時の病児保育など、保育の充実を進めています。出生数減少に伴いこどもの数は減少し、入所児童数も全体的に減少していますが、保育所等の入所率は横ばいとなっており（表９）、特別な配慮が必要な児童が増加しています。

各市町では、一時期、受け入れに必要な保育者の確保が困難になり、一部の地域で待機児童が発生していましたが、県保育人材センターによる潜在保育者への就職支援等の保育者確保策等を講じた結果、令和２年度以降待機児童ゼロを維持しています。

しかし、県が毎年実施している保育所等現況調べでは、就職後１０年未満で退職する保育者が退職者全体の約７割を占めており、保育者の処遇改善や魅力のある職場づくりなどによる定着率の向上が課題となっています（図２０）。

また、指定保育士養成施設の入学者が近年減少傾向にあり、令和６年度の入学者は平成３０年度の約半数となっています（図２１）。このことは、新規保育者の確保に非常に大きな影響を及ぼすこととなるため、保育者を目指す若者を増加させ、指定保育士養成施設への入学につなげる施策が必要です。

また、本県では、すべての小学生が安全・安心で健やかに過ごせる放課後の「居場所づくり」を推進するため、すべての小学生を対象に体験・交流・学習活動を行う「放課後子ども教室」と、保護者が共働きなどの留守家庭の小学生に、遊びおよび生活の場を提供する「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもクラブ」を平成１９年４月から推進しています（表１０）。

本県が実施する「放課後子どもクラブ」は、家庭環境に関わらず、希望するすべての小学生が豊かで有意義な放課後を過ごせるよう、運営・施設整備にかかる補助に加え、職員の確保支援や資質向上のための研修、メンタルケアを実施しています。

他方、冠婚葬祭等により、こどもを預けなければならない用事や、放課後児童クラブへの学年制限があることなどから、保護者は安心できる一時保育環境の確保を求めており、県と市町で「すみずみ子育てサポート」、「ふく育さん」制度の周知、利便性の向上を図っていく必要があります。

（表９）年齢別保育所入所率の推移

年齢	区分	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
0歳児	福井県	12.6%	13.6%	13.0%	13.1%	11.7%
	全 国	16.9%	17.6%	17.5%	17.0%	17.3%
1～2歳児	福井県	75.5%	78.6%	77.5%	78.5%	78.0%
	全 国	50.4%	54.0%	56.0%	57.8%	59.3%
3～5歳児	福井県	86.5%	89.4%	90.6%	91.1%	87.7%
	全 国	55.4%	56.3%	57.5%	59.5%	61.4%
計	福井県	71.3%	74.0%	74.2%	75.1%	73.0%
	全国	47.7%	51.1%	50.9%	52.4%	54.1%

出典：こども家庭庁「福祉行政報告例」、「保育所等関連状況取りまとめ」

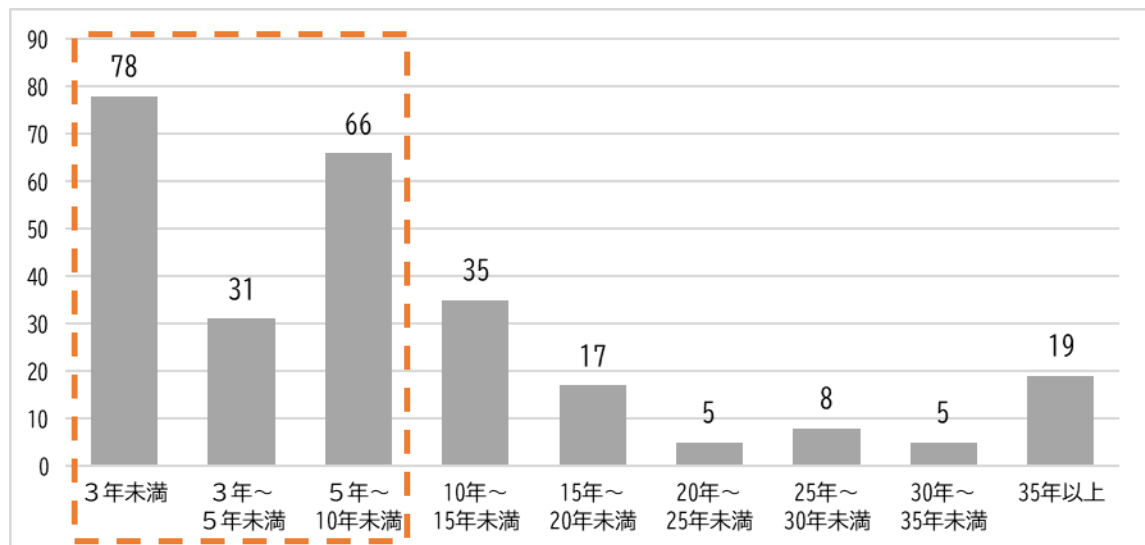
年齢別保育所入所数の推移

年齢	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
0 歳児	691	713	658	623	557
1～2 歳児	8,586	8,343	8,090	8,082	8,024
3～5 歳児	15,568	15,554	15,196	14,730	14,183
計	24,845	24,610	23,944	23,435	22,764
0～5 歳児人口	34,863	33,236	32,281	31,202	1/27 時点未公表

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

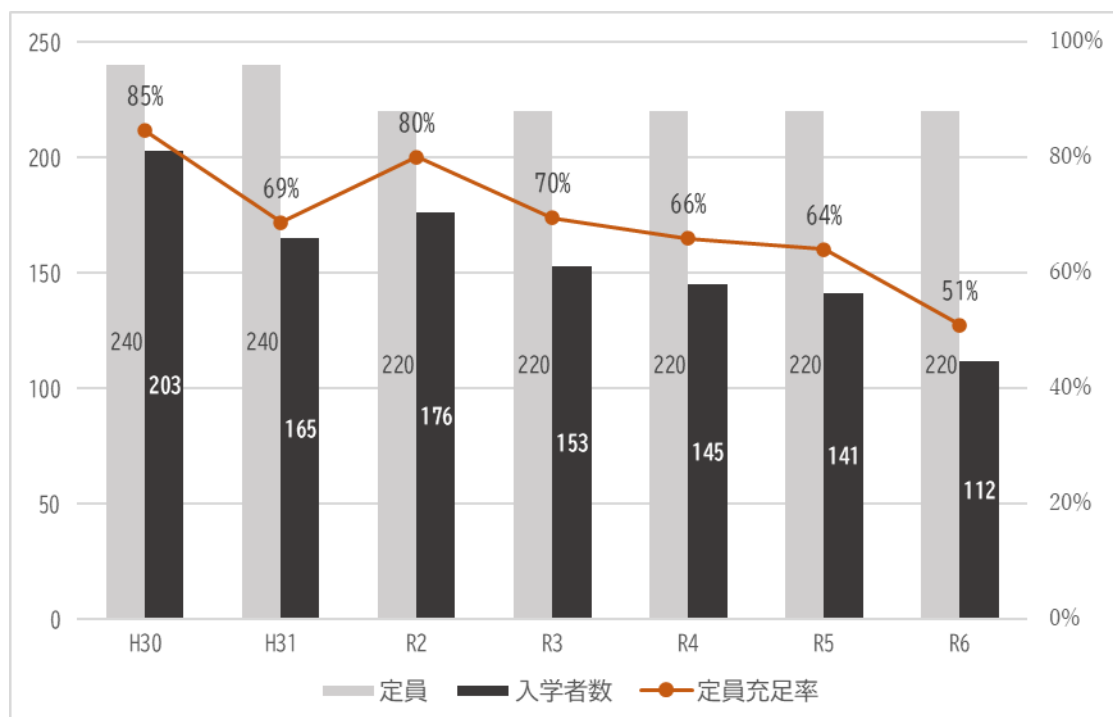
(図 20) 県内保育者・保育教諭の退職者数（正規職員・経験年数別）

経験年数 10 年未満での退職者数が多く、3 年未満の割合が最も多い。



出典：福井県「令和 6 年度保育所等現況調べ」

(図 21) 県内指定保育士養成施設入学者の状況



※令和 6 年度指定保育養成施設定員

仁愛大学：70 名 仁愛女子短期大学：100 名 福井県医療福祉専門学校：50 名

(表10) 過去5年間の放課後子どもクラブの実施状況

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
子ども教室数	136	134	134	133	131
児童クラブ数	260	254	254	256	253
小学校数	187	185	185	185	184
実施校区数	187	184	184	184	183

(令和6年10月1日現在)

〔これまでの主な取り組み〕

保育所、認定こども園等については、市町のニーズ量に応じた定員設定を指導するとともに、必要な保育量を整備するため、安定的な保育者確保のための支援を行いました。

まず、保育士の処遇改善策として、採用から7年目までの若手保育士等を対象とした家賃補助や、園全体で子育て中の保育者をフォロー（急な休みへのフォローや早番・遅番のシフト免除等）している園に対し、奨励金を支給（令和5年度～）しています。

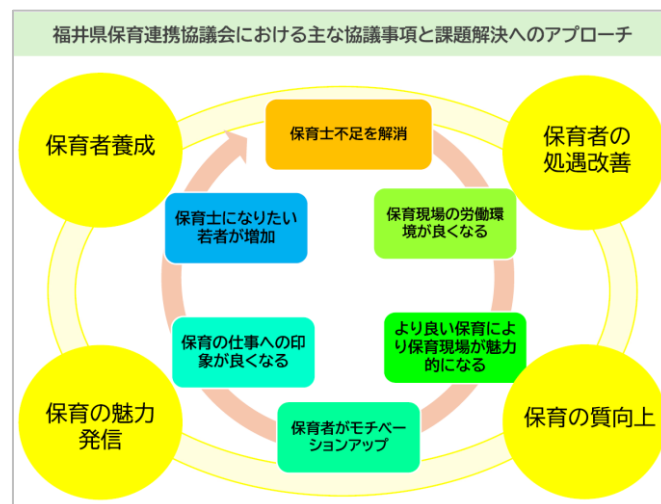
新たな保育士の確保・再就職支援としては、県内の私立保育所等に常勤でUIターン就職した県外居住者に対する移住支援金の支給（令和6年度～）、小～高校生向けの保育体験の実施や保育の仕事の魅力を伝えるショート動画の公開等により保育の仕事の魅力を発信（令和5年度～）しています。

保育者の業務負担軽減のためには、保育補助者等の配置（平成31年度～）について、国庫補助基準以上に配置した場合の雇い上げ費用を補助対象とした（令和5年度～）ほか、低年齢児担当保育士の加配（平成13年度～）に係る補助単価の引き上げ（令和5年度～）、ICT導入経費に対する支援（平成28年度～）を行いました。

さらに、令和6年度においては、保育現場、指定保育士養成施設、行政が一体となって県内の保育人材の安定的な確保について協議し、互いに協力・連携する場として、「福井県保育連携協議会」を設立しました。まずは優先的に取り組むべき課題として「保育者の処遇改善」および「保育の魅力発信」を掲げ、事業内容やその周知方法について、議論しながら進めています（図22）。

さらに、放課後子どもクラブを全小学校区に整備し、入会を希望するすべてのこどもを受け入れる体制を整えました。

(図22)



出典：第1回福井県保育連携協議会 資料（R6）

4 こども家庭福祉

○こどもの貧困・ひとり親家庭

本県の生活保護世帯における19歳以下の人数が県全体の19歳以下に占める割合は0.22%（令和4年）、小中学校で就学援助を受けている児童・生徒の数が県全体の公立小中学校児童生徒に占める割合は8.5%（令和4年）となっています（表11）。

また、本県の児童扶養手当受給世帯の児童数が18歳以下の人口に占める割合は5.3%（令和5年）となっており、いずれも全国平均より低い状況です。近年、本件も含め全国の割合は減少傾向となっております（表12）。

令和6年7月に実施した子どもの生活状況調査や令和4年度に県が実施したひとり親世帯の実態調査では、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の割合は、ひとり親家庭は3～4割とふたり親世帯に比べ大きくなっています（図23）。また、令和4年度に県が実施したひとり親世帯の実態調査では、ひとり親自身の勤労収入は5年前に比べ改善が見られているものの、依然低い水準になっています（図24、表13）。こどもに関する悩みでは「教育・進学」が最も多い状況です（図25）。

令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更されました。全てのこどもたちが貧困による困難を強いられることがないように、民間団体等を含め各機関が連携し、居場所づくりや、学びや進学等のサポート体制を強化していく必要があります。

（表11）生活保護世帯および就学援助対象世帯のこどもの数・割合

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
生活保護世帯の19歳以下人口【A】(人)	293	292	287	287	281
【A】が19歳以下人口に占める割合 (全国値)	0.21% (1.11%)	0.22% (1.01%)	0.22% (0.94%)	0.22% (0.89%)	0.22% (0.85%)
就学援助対象児童生徒数【B】(人)	5,385	5,275	5,186	5,195	4,992
【B】が公立小中学校生徒児童に占める割合 (全国値)	8.59% (14.72%)	8.53% (14.52%)	8.52% (14.43%)	8.67% (14.22%)	8.48% (13.90%)

出典：厚生労働省「被保護者調査」

出典：就学援助：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

（表12）児童扶養手当受給世帯の状況

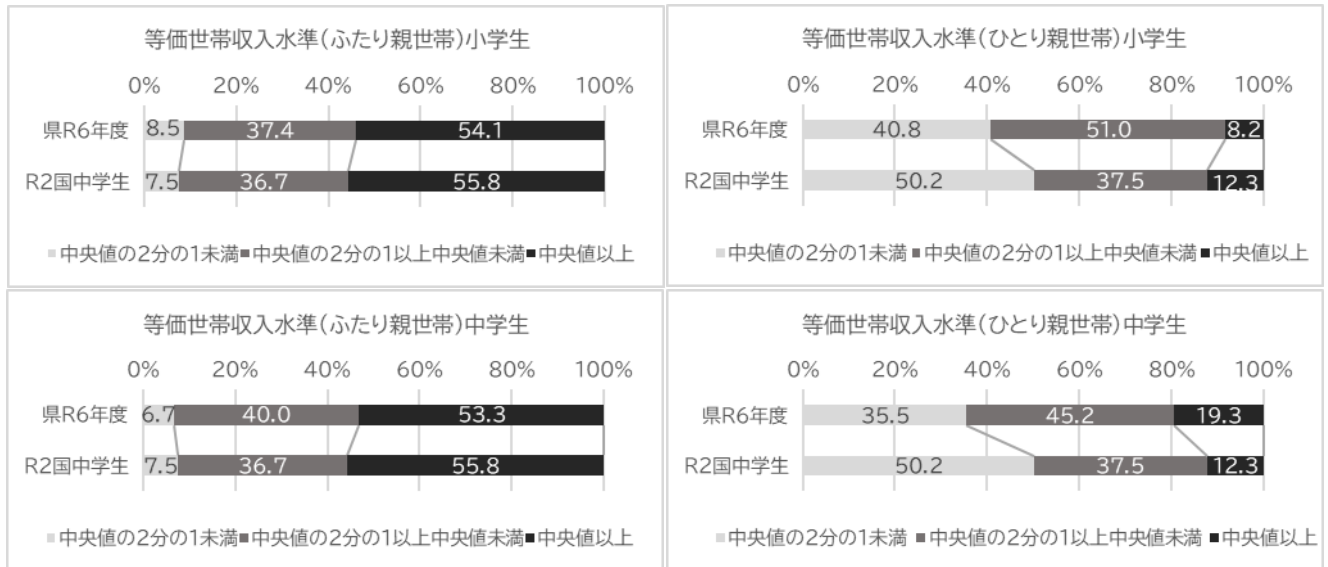
	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
児童扶養手当 受給世帯数	5,134	4,941	4,726	4,596	4,518	4,336	4,049
児童扶養手当受給世帯の 児童数【A】(人)	7,793	7,512	7,124	6,986	6,808	6,557	6,202
【A】が18歳以下の 人口に占める割合	6.00%	5.74%	5.64%	5.64%	4.70%	5.45%	5.28%
全国の割合	7.23%	7.09%	6.92%	6.84%	6.77%	6.60%	6.52%

厚生労働省「福祉行政報告例」

・受給世帯数：年度末・受給世帯の児童数：年度末現在の受給世帯の児童数から算定

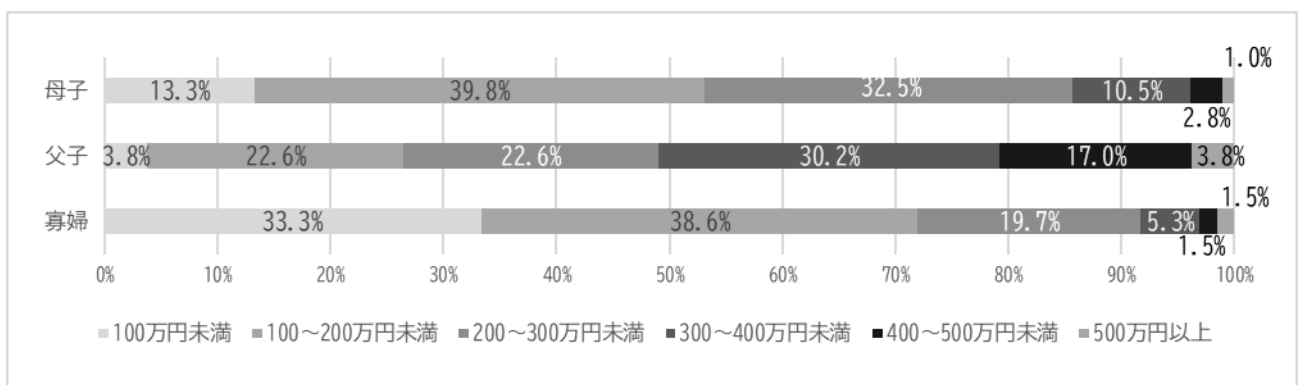
・18歳以下の人口：10月1日現在の推計人口（県：福井県政策統計・情報課、国：総務省統計局）

(図 2 3) 小学生・中学生の親の収入



出典：福井県「子どもの生活状況調査」(R6)

(図 2 4) ひとり親自身の勤労収入



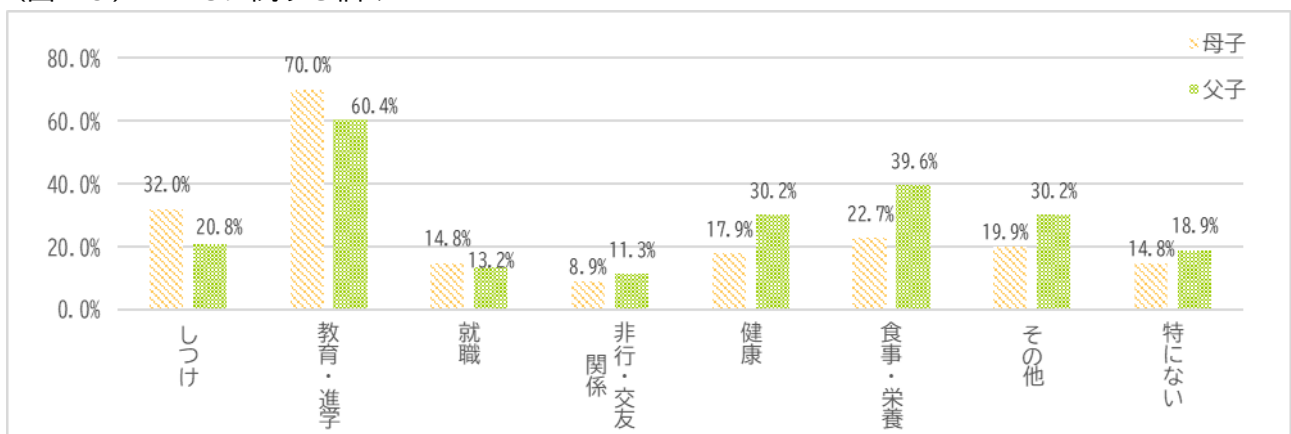
出典：福井県「ひとり親家庭実態調査」(R4)

(表 1 3) ひとり親自身の勤労収入 (平均)

	平成 29 年 (②)	令和 4 年 (②)	(②－①)
母子家庭	182 万円	200 万円	+18 万円
父子家庭	265 万円	292 万円	+27 万円

出典：福井県「ひとり親家庭実態調査」(R4)

(図 2 5) こどもに関する悩み



出典：福井県「ひとり親家庭実態調査」(R4)

〔これまでの主な取組み〕

家庭環境の変化したこどもの学習や生活を支援するため、ひとり親家庭のこども等を対象とした学習支援会場の実施か所の拡大を図りました。また、ひとり親家庭等のこどもの習い事にかかる経費の支援、親の教育訓練受講料の自己負担の撤廃、養育費確保のための公正証書作成支援を新たに開始しました。

こどもの進学のための経済的支援については、高校・大学へ進学する際に入学金や授業料などの資金の貸付を行ったほか、国制度の高等学校等の授業料無償化を、保護者の収入に関わらず扶養するこどもが2人以上いる世帯を対象とする本県独自の拡充を行いました。

○ヤングケアラー

本県で実施したヤングケアラーに関する調査（抽出調査）において、家族の世話をしていることで、「やりたいけど、できていないことがある」と回答した割合は小学生で1.51%、中学生で1.05%となっています。

また、自分がヤングケアラーと自覚している割合は、小学生で0.50%、中学生で0.66%となっています（表14）。

（表14）ヤングケアラーの自覚および家族の世話によりできないことがあるこどもの割合

		令和3年	令和6年
家族の中にお世話をしている人がいるこどもの割合	小学5年生		8.17%
	中学2年生	4.52%	6.96%
家族の世話をしていることで、「やりたいけど、できていないことがある」と回答した割合	小学5年生		1.51%
	中学2年生		1.05%
自分がヤングケアラーと自覚している割合	小学5年生		0.50%
	中学2年生	0.80%	0.66%

出典：福井県「ヤングケアラーに関する調査」、「こどもの生活状況ひとり調査」

〔これまでの主な取組み〕

ヤングケアラーの状況を把握するための実態調査を開始するとともに、ヤングケアラーを早期に把握し支援に繋げていくため、教育委員会と連携した支援制度の周知や民生・児童委員・福祉関係者への研修を行い、ヤングケアラーについての理解促進や連携した支援の実施の必要性について関係機関等に周知しました。

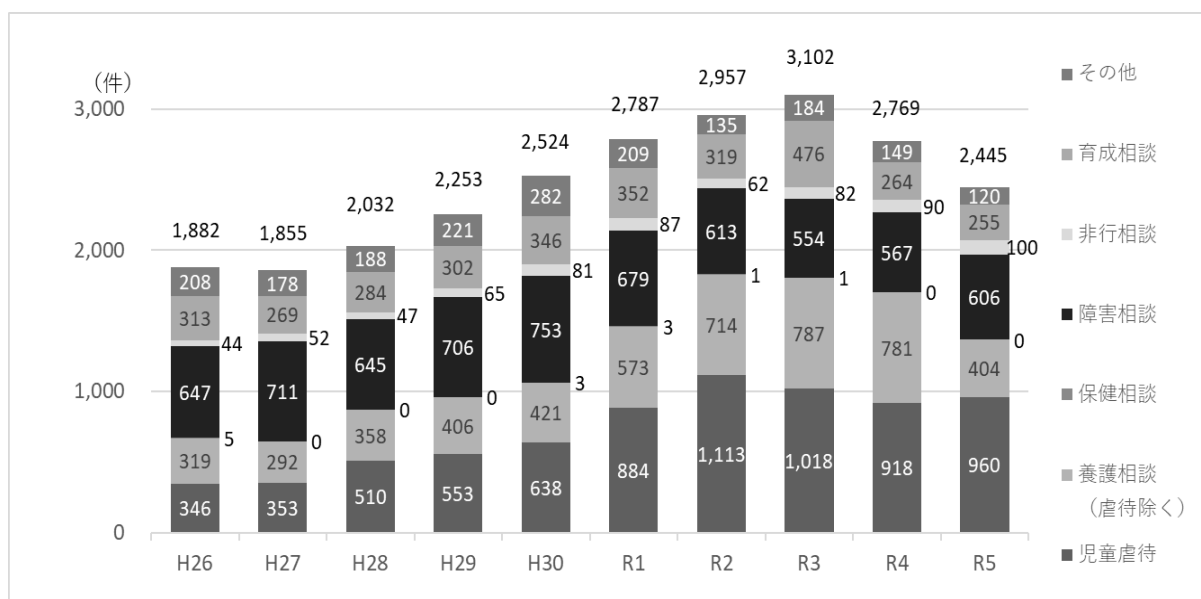
また、令和4年度からは、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、進学の相談などができる居場所づくりを行いました。

○社会的養育

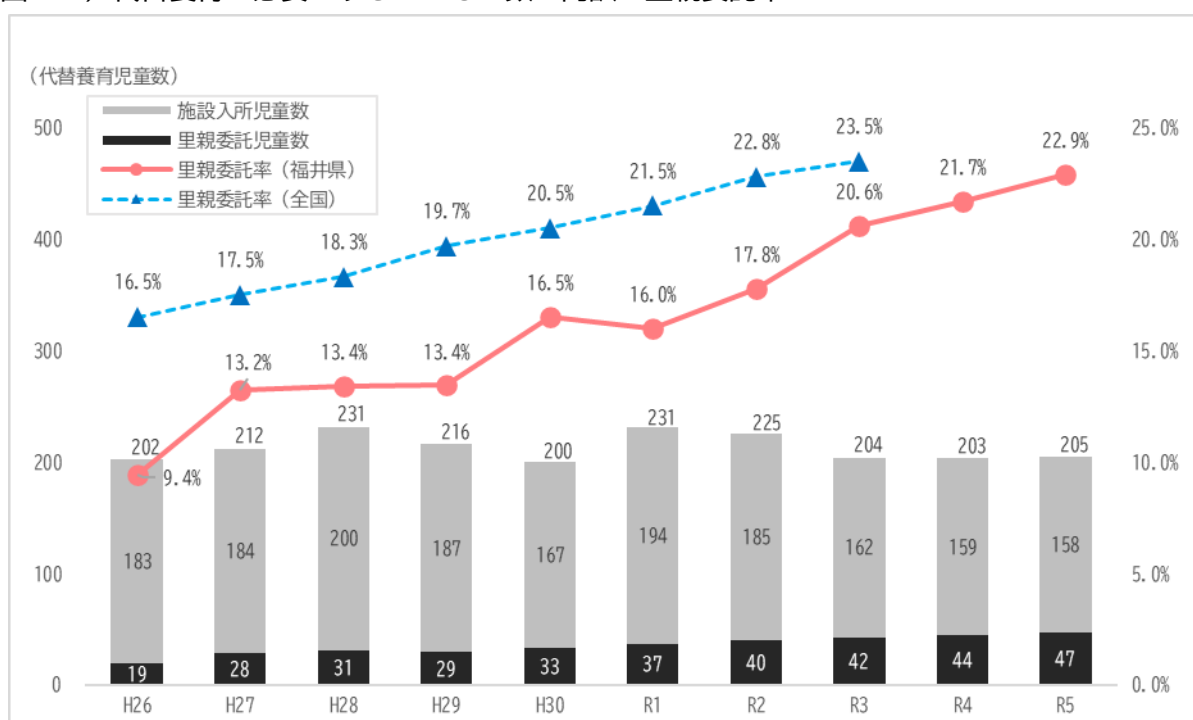
県では、2か所の児童相談所を設置し、児童に関する専門的な相談・支援や市町への助言を行っています。児童相談所における児童相談対応件数は、令和2年度をピークに高止まりしており、養護や虐待に関する相談の割合が多くなっています（図26）。

また、保護者がいない、虐待を受けているなどの理由により、家庭での養育が困難な子どもを、児童養護施設等への入所または里親へ委託している「代替養育を必要とするこどもの数」については、近年200人程度で推移しています。里親委託率は増加傾向にあり、全国に比べると低い状況ですが、その差は小さくなっています（図27）。

（図26）児童相談所の児童相談対応件数



（図27）代替養育を必要とするこどもの数の内訳・里親委託率

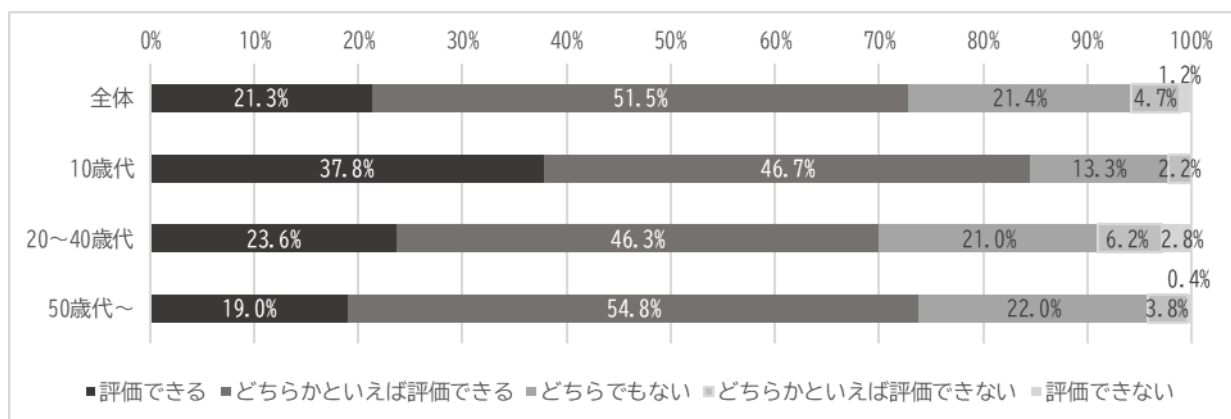


5 こども・子育て施策の評価・認知度

県民アンケート（令和5年度）の結果、本県がこれまでに進めてきた子育て施策に対して、72.8%が「(どちらかといえば) 評価できる」としているものの、約3割は「どちらでもない」・「(どちらかといえば) 評価できない」としています（図28）。

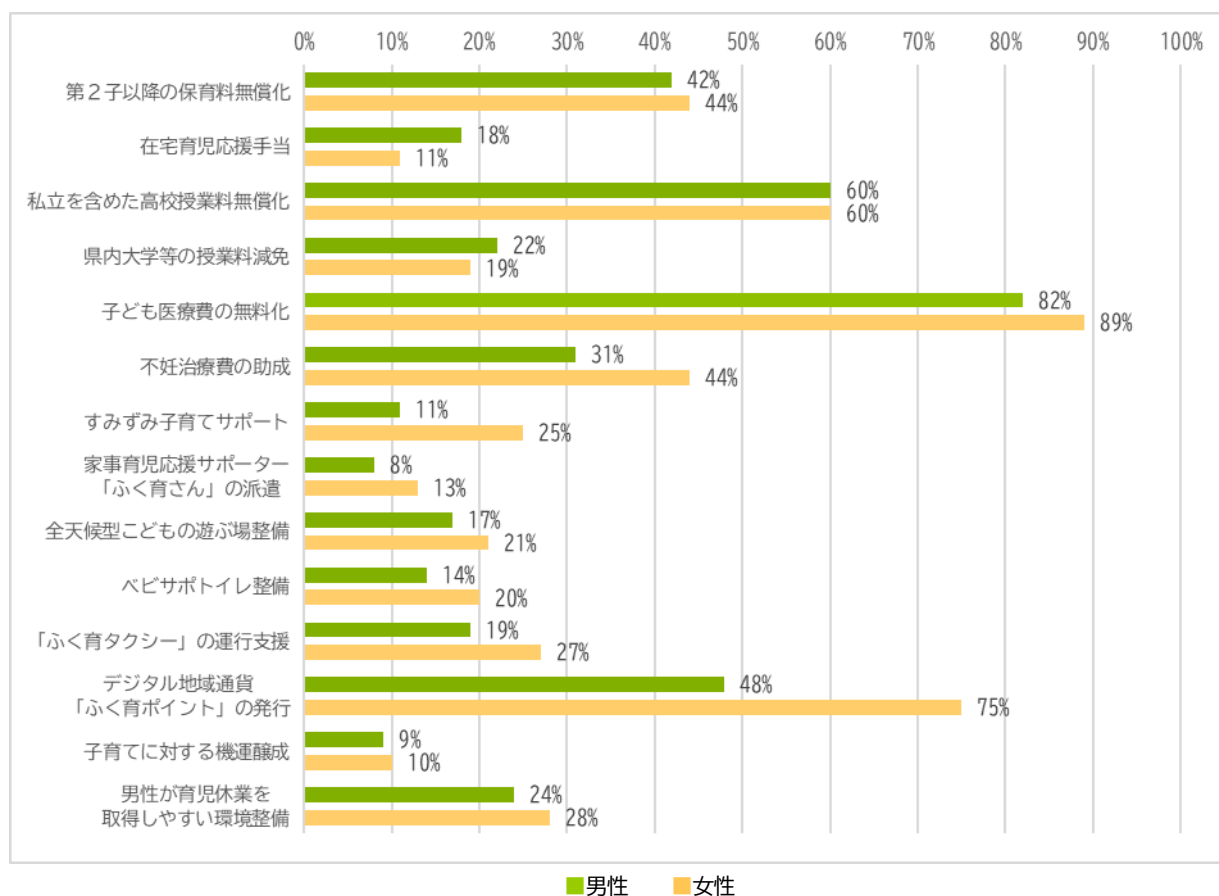
また、福井県独自の子育て施策に対する認知度では、認知度が5割を超えた事業は14施策のうち3施策のみであり（図29）、施策ごとの認知度に大きなばらつきがあることがわかっています。また、施策の認知度を高めることは、施策の効果を高め、当事者が感じる子育て施策への満足度の向上につながるものであることから（図30）、施策の内容が、当事者にとってわかりやすく、利用しやすいものであることに加え、必要な人に必要な情報が的確に届く仕組みづくりが必要となっています。

（図28）「ふく育県」が行う子育て施策の評価



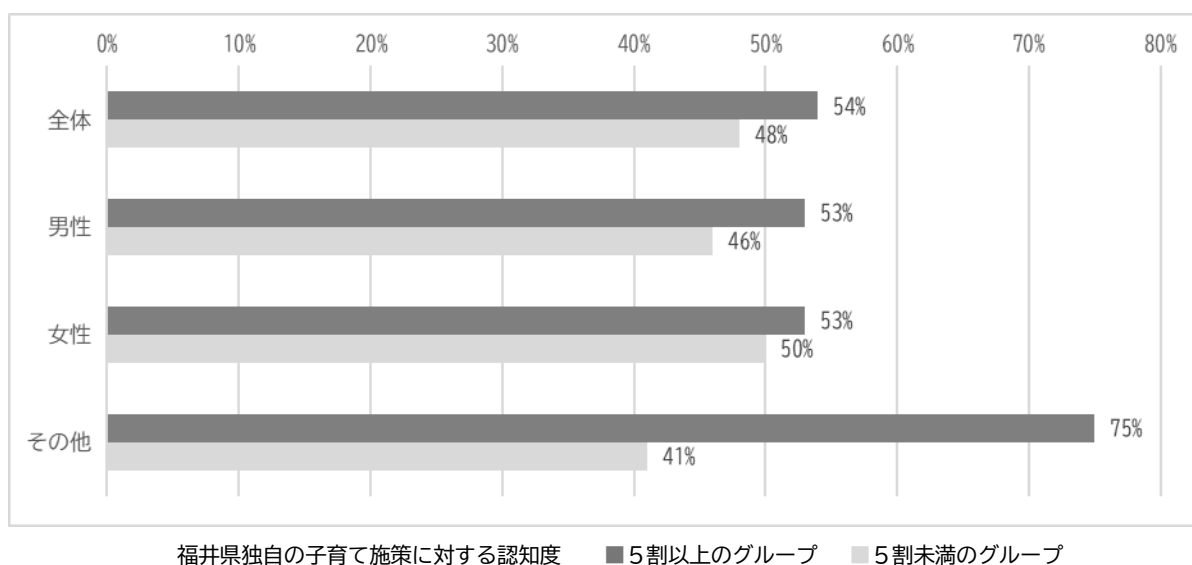
出典：福井県「県民アンケート」(R5)

(図29) 福井県独自の子育て施策に対する認知度



出典：福井県「子育て意識調査」(R5)

(図30) 子育て施策に対する認知度と行政による子育て支援への満足度について



※全体の回答のうち「とても満足している、まあまあ満足している人の割合」を集計

出典：福井県「子育て意識調査」(R5)

第4章 こども・若者、子育て当事者からの意見

こども基本法において、こども施策の基本理念は「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とされ、こども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務付けられています。

本県としても、同法の基本理念に共感し、こども・若者の意見を今後のこども・子育て施策に反映させていくため、本計画の策定にあたっては、Webアンケート調査によるこども・若者のニーズ調査に加え、自由記述式の意見聴取用のホームページを設置し、広くこども達から意見聴取を図るとともに、様々な環境のこども・若者等と対面で意見交換を行いました。寄せられた意見は、福井県こども・子育て応援会議で共有し、検討資料としています。

〔意見交換等の実施状況〕

日時	内容
令和6年5月8日～	(Webアンケート) こども・若者の意見募集
7月16日	嶺南西特別支援学校の生徒との意見交換
7月23日	盲学校の生徒との意見交換
9月14日	知事とふくいわくわく makers (こども・若者グループ) との座談会
9月17日	ろう学校の生徒との意見交換
10月26日	多胎児子育てサークルとの意見交換
11月4日	ひとり親家庭を応援する団体との意見交換
11月11日	嶺北地域の子育て当事者との意見交換会
11月24日	嶺南地域の子育て当事者との意見交換会
11月28日	福井南高校の生徒との意見交換
12月7日	医療的ケア児を育てる保護者との意見交換会



こども・若者グループとの座談会の様子



子育てグループとの意見交換会の様子

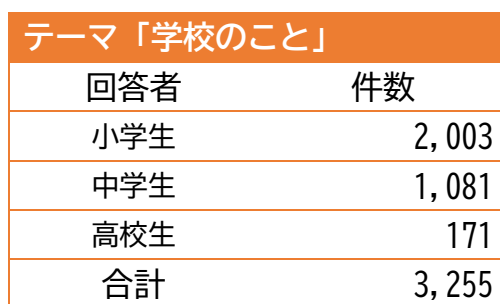
〔こども・若者からの意見と本計画への反映ポイント〕

今回実施した意見聴取では以下のような意見がありました。いただいた意見は以下の視点にて本計画に反映しています。

こども・若者の主な意見	本計画への反映ポイント
もっと若者の話を聞いてほしい（小）	こども・若者の意見聴取を引き続き実施
障がいなどを持っていても関係なく過ごしやすい街になるとよい（中） 障がい者に、もっと優しい社会になってほしい（小）	介護、障がい、子育てなどの支援機関が連携した協働支援体制を構築
こどもも若者も抱え込んでいる悩みや話せなくて辛くなっている人もいると思うので、打ち明けられるような場所がほしい（若） こどもや若者の居場所を増やしてほしい（高）	生きづらさを抱えたときに集える居場所拠点を確保 家庭でも学校でもない安心できる多様な居場所づくりを支援
ばあばが家にいるから児童クラブに入れないらしい。みんなが児童クラブにいけるようにしてほしい（小）	放課後児童クラブの人材確保や事業運営を支援し、こどもたちの安心・安全な活動環境を確保
福井県に関する宿題をもっと作ってほしい（小）	自分の将来などを考える機会を提供するライフデザイン教育を推進
職業経験の授業が小中高を通して少ないのでどんな仕事があるか分からない（高）	地域の特性を活かした体験学習や職業教育を充実
若者の新たなチャレンジを支援してほしい（高）	若い世代が将来への夢や希望を見いだす活動を応援
習い事に行くのに、親が送り迎えできないときがあり、行きたくても行けない日がある（小）	様々な子育てのニーズをサポートする「ふく育タクシー」の運行
両親の子育ての負担を軽減してほしい（高）	保育料無償化等による日本一の“ふく育”応援など、ゆりかごから巣立ちまでの切れ目のない支援の実現継続
市民イベントをもっと増やしてほしい（高）	市民主体の子育て応援イベントをつなぐ情報発信により応援
お父さんが忙しそうなので、もっと仕事が早く終わるようにしてほしい（小）	男性育休の促進や時短勤務等による両立支援を実施
こどもたちが室内で遊べる場所を増やしてほしい。特に冬場、外で遊ぶことができない（小）	天候にかかわらずこどもたちがいつでも楽しめる全天候型遊び場の整備を推進

※ 小：小学生、中：中学生、高：高校生、若：若者

『あなたやみんなにとって福井がよりよくなるため、「こんなことに困っている」「こんなことができる良いな」と思う意見や提案』について多数の声をいただきました。



第5章 本計画の方向性

前章までに見てきた本県のこども・子育てを取り巻く現状などから、本県が直面する大きな課題として、以下の3つが挙げられます。

① 家庭における支え合いの力が低下してきている。

- ・ 3世代同居率が年々低下 H22：17.6% → R2：11.5%
- ・ Iターン世帯を含めた核家族世帯が増加 R1：51.4% → R6：56.3%
- ・ 高齢者有業率の上昇 H29：27.8% → R4：30.9%

② 子育てやこどもをもつことに関して希望するライフコースを歩めていない人がいる。

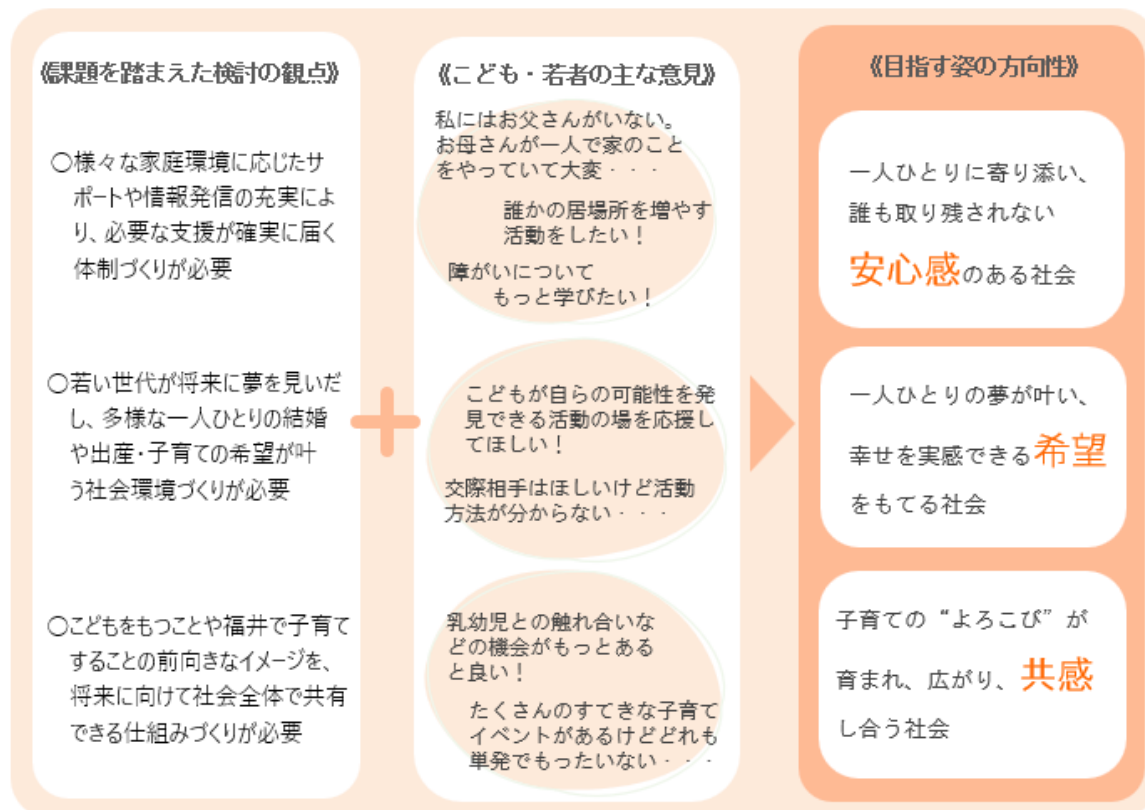
- ・ 20～40代の理想のこどもの数 2人：47% → 3人：37%
- ・ 合計特殊出生率 R1：1.56 → R5：1.46
- ・ 20代～30代の若者の約7割は結婚意欲があるが、
67.6%は交際相手がいらない／28.5%は交際経験がない

③ 本県がこれまで進めてきた子育て施策に対して評価していない／無関心層が約3割。また施策そのものの認知度が低い。

- ・ 本県の子育て施策を評価していない・どちらでもない：27.2%
- ・ 本県の独自施策14のうち、県民の半数以上が認知していた施策は3つ

これらの課題を踏まえた検討すべき観点と、こども・若者の主な意見から、本計画での目指す姿の方向性を描きます。

〔目指す姿の方向性〕



〔基本理念〕

こども・子育ての“よろこび”を次世代につなぐ「ふく育県」へ

家庭や地域のつながりを大切にする福井らしい子育て環境を基盤とし、こども・若者や子育て世代一人ひとりの多様な夢や希望が叶う社会の実現を図ることにより、社会全体でこどもの“よろこび”・子育ての“よろこび”を分かち合い、次世代につないでいく「ふく育県」を目指します。

〔政策モデル〕

一人ひとりの安心と希望を追求し、共感を拡げていく3つの「ふく育モデル」を掲げます。

I 一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない「ふく育安心モデル」

あらゆる環境におかれたこどもや若者が取り残されないきめ細かな支援を実施し、分野を超えて互いを理解、尊重し合う社会を目指します。

II 一人ひとりの夢や希望が叶い、幸せを実感できる「ふく育希望モデル」

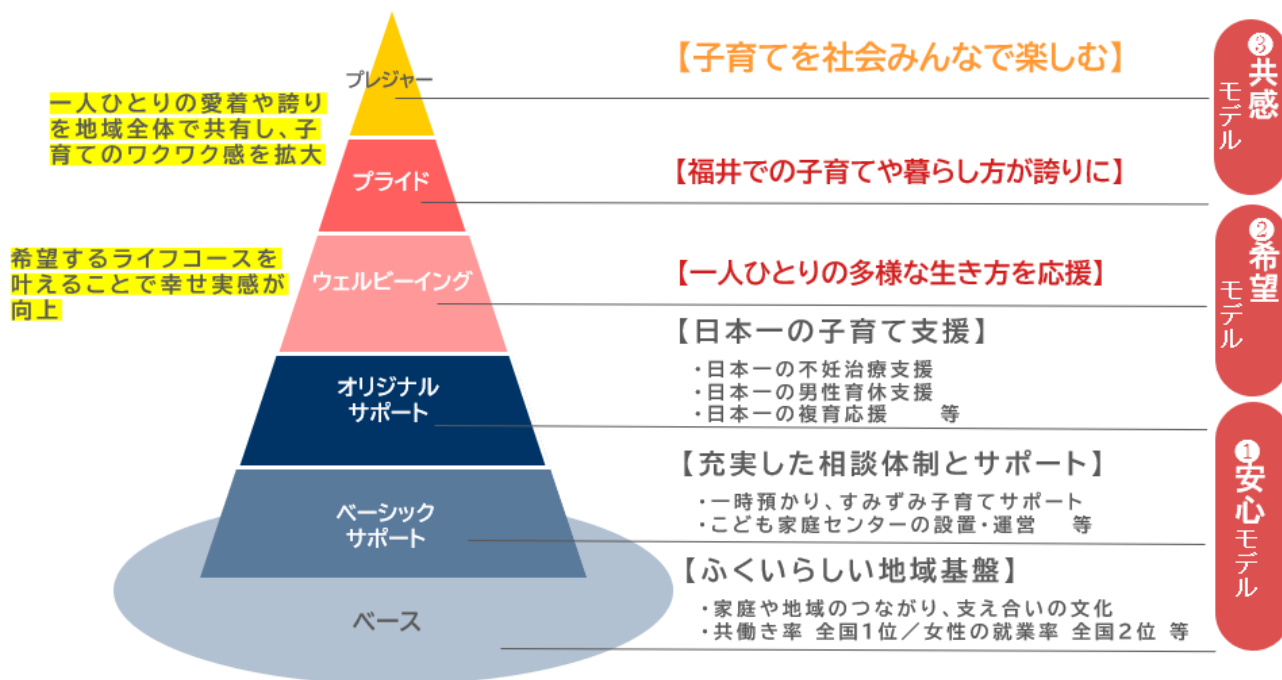
一人ひとりの夢や希望を応援する風土を醸成し、こどもをもつことや子育ての幸せを実感できる社会を目指します。

III 子育ての“よろこび”が育まれ、さらに広がっていく「ふく育共感モデル」

子育てを応援する福井への愛着が地域全体に浸透し、こどもをもつことや子育てのよろこびが大きく育まれ、共感し合う社会を目指します。

〔ふく育モデルの体系〕

家庭や地域のつながりを大切にする福井らしい地域基盤のもと、充実した子育てサポートにより生まれる「安心」に、個人の夢や生き方の応援により生まれる「希望」を重ね、さらにその結果育まれる福井への愛着や誇りを県民みんなで共有し、子育てのよろこびが大きく広がっていく社会全体への「共感」を目指すものです。



第6章 本計画の最重点プロジェクト

基本理念の実現に向けた3つの「ふく育モデル」ごとに、次の施策を最重点プロジェクトとして取り組みます。

I ふく育安心モデル

I ふく育安心モデル

一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない社会

【最重点プロジェクト】

■ こどもの安全・安心を確保

○ひとり親や多胎児、医療的ケアなど様々な家庭環境におかれた
こども・若者に寄り添った支援

○安心できる多様な居場所づくりへの支援

■ 安心の子育て環境を確保

○保育人材確保と教育・保育の質の向上

○様々な家庭の子育てをきめ細かに支える「ふく育さん」・

「ふく育タクシー」や「すみずみ子育てサポート事業」の充実

○産後訪問やこども食堂を介した見守り活動など、訪問型（アウトリーチ型）支援の実施

○必要な情報を適切なタイミングで届ける仕組みづくり

〔こどもの安全・安心を確保〕

- ・様々な家庭環境（ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児を育てる家庭など）に応じた支援の充実

ひとり親家庭や多胎児を育てる家庭に対して、習い事や通学、受験等にかかる費用の支援、一時預かりや送迎、生活支援などの子育て支援事業の利用料に対する補助を行い、こどもとその家族が安心して暮らせるよう家庭の状況に応じた専門的なサポートや経済的支援を充実します。また、医療的ケア児を育てる家庭に対して、受け入れ事業所の拡大や移動支援等のサービスを充実し、保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

- ・安心できる多様な居場所づくりへの支援

「学校内居場所カフェ」など家庭・学校の環境に課題を抱える児童生徒の居場所となる場の提供や、家庭でも学校でもない第三の居場所づくりへの支援など、こども・若者の心身の安全が確保され、一人ひとりが安心して過ごせる場づくりを推進します。

〔安心の子育て環境を確保〕

・ 保育人材の確保と教育・保育の質の向上

保育補助者等の配置やＩＣＴ導入の支援など、保育士等が働き続けられる環境の確保に向けて現場の負担軽減や処遇改善を進めるほか、児童生徒が乳幼児と触れ合う機会の提供等による保育の仕事の魅力発信などを通じて保育者を目指す人の増加を図り、人材確保に取り組めます。

・ 様々な家庭の子育てをきめ細やかに支える「ふく育さん」・「ふく育タクシー」や「すみずみ子育てサポート事業」の充実

子育て世帯の家事・育児、外出をサポートするふく育サービス（ふく育さん、ふく育タクシー）の普及と利便性向上を図りながら、ひとり親・多胎児家庭など、育児負担の大きな世帯への利用促進をすすめ、様々な家庭の子育てをきめ細かに支えます。

また、急な用事等でサポートが必要な時に、こどもの一時預かりや保育所等への送迎、家事支援のサービスを安心して利用できるよう、「すみずみ子育てサポート事業」を通じて市町とともに事業者の確保と安価にサービスを利用できる環境づくりに取り組めます。

・ 産後訪問やこども食堂を介した見守り活動など、訪問型(アウトリーチ型)支援の実施

産後訪問やこども食堂を介した見守り活動など、様々な環境におかれた子育て世帯に対するアウトリーチ型支援を展開し、何らかの支援を求めている対象者に、情報や支援が確実に届く仕組みづくりを行います。

・ 必要な情報を適切なタイミングで届ける仕組みづくり

子育て支援策や母子保健等に関する情報を集約・発信するアプリの活用などを通して、子育て世帯が必要な情報に素早く、簡単にアクセスできる環境を整備します。



こどもの成長を支える保育者（イメージ）



社会全体での子育て応援（イメージ）

こどもたちの声を、地域の未来に

鯖江市吉川地区では、令和6年度に初めて策定する「まちづくり計画」に、地元の小中高生の意見を反映する取組みを進めています。地区の未来を描くためのワークショップには、延べ24人のこどもたちが参加。「雪道の登下校を安全に」、「将来のごみ問題に責任を」など、積極的に意見があがりました。



ワークショップの様子

こどもたちの意見を反映することは、福祉や教育だけでなく、今後あらゆる分野で重要になってきます。本県の明るい未来をつくるために、保護者や大人が、次世代を担うこどもたちの願いや発想に耳を傾け、世代を超えて一緒に将来を描いていくことが大きな一歩になります。

Ⅱ ふく育希望モデル

Ⅱ ふく育希望モデル

一人ひとりの夢や希望が叶い、幸せを実感できる社会

【最重点プロジェクト】

■ こども・若者の夢や希望を応援

- 若者の恋愛機運の醸成・**出会いの機会の拡充**
- こども・若者や子育て世代への**伴走的な支援に取り組む団体への応援**

■ こども・子育ての幸せ実感を実現

- 将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）**からスタートする「ゆりかごから巣立ちまで」の切れ目ない支援の推進

〔こども・若者の夢や希望を応援〕

・若者の恋愛気運の醸成・出会いの機会の拡大

若者とその親に向けた恋愛・結婚に関する情報発信や、マッチングアプリ運営会社と連携した恋愛気運の醸成や出会いの機会の提供、若者交流イベントの開催支援により、交際を希望する若者の活動を後押しします。

また、県と市町で組織するふくい結婚応援協議会において、福井での結婚を希望する方に、「ふく恋」AIマッチングシステムによる出会いの機会を提供します。ふく恋では、ふくい結婚応援企業との連携等により会員の拡大を図るとともに、地域の縁結びさんとの連携等により会員のサポートの充実を図ります。

・こども・若者や子育て世代への伴走的な支援に取り組む団体の応援

子育てへの同じ悩みを抱える当事者団体の自主活動に対する応援や、こども・若者・子育て世代への伴走活動支援など、困難な状況におかれたこども・若者や子育て世代に寄り添った様々な主体の活動を応援することで、社会全体で子育てを応援する地域づくりを推進します。

〔こども・子育ての幸せ実感を実現〕

- ・将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）からスタートする「ゆりかごから巣立ちまで」の切れ目ない支援の推進

早い段階から自分の体について学びライフプランについて考えてもらう機会をつくり、本人が希望する妊娠・出産を実現するための情報提供や経済的支援等を実施するほか、産後も安心して子育てができる環境づくりを推進し、こどもをもちたい夫婦やカップルを応援します。

また、複数のこどもを育てる家庭を積極的に応援し、第2子以降の保育料無償化や在宅育児応援手当の支給、扶養する子どもが2人以上の世帯に対する高校授業料の無償化や県内大学の授業料減免により、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。



「ふくい恋」AI マッチングシステム



多胎児サークルが開催する研修会の様子

ふく育 Column 02

みんなに届け！高校生の思い

早産などで授乳が困難な母親に変わり、小さく生まれた赤ちゃんのために寄付された母乳（ドナーミルク）を提供する取組み「母乳バンク」。県内2台目（全国で3台目）となる、母乳バンクを気軽に知って活動を支援できる寄付型自動販売機が、令和6年12月に福井県立病院に設置されました。認知度が高くない中、設置の発端になったのは、「小さく生まれた赤ちゃんが生きるために頑張っていること、それを支える家族がいることを知ってほしい」と母乳バンクの啓発活動に励んでいる福井南高校生の思いです。

県では、こども・若者や子育て世代に寄り添った県民の主体的な活動を応援します。



「母乳バンク」を支援する自動販売機

Ⅲ ふく育共感モデル

Ⅲ ふく育共感モデル

子育ての“よろこび”が育まれ、広がっていく社会

【最重点プロジェクト】

■ 社会全体でこども・子育てを応援

- 市民主体のこども・子育て応援イベントのつなぎや情報発信の応援
- 時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大により、誰もが仕事と家庭を両立できる社会の実現
- こども・若者目線での政策形成機運の醸成

■ 子育てのワクワク感を増大

- こどもたちがいつでも楽しめる全天候型遊び場を全市町で整備
- 福井県児童科学館等の「ふく育県」シンボルとしてのあり方を検討

〔社会全体でこども・子育てを応援〕

- ・市民主体のこども・子育て応援イベントのつなぎや情報発信の応援

こども・子育てを応援する県民やイベントをつなぐ一体的な情報発信の展開により、みんなで支えるこども・子育て応援社会をつくれます。

- ・時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大により、誰もが仕事と家庭を両立できる社会の実現

誰もが、自身が希望する関わり方での仕事と家庭の両立ができるよう、官民一体となって、時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大を進めます。

- ・こども・若者目線での政策形成機運の醸成

こども・若者など若い世代からの意見聴取における心がまえや、こども・若者の声が政策に反映された取組を広く紹介するなど、こども・若者目線での政策立案・実行を強化します。

〔子育てのワクワク感を増大〕

- ・ こどもたちがいつでも安心して楽しめる全天候型遊び場の整備促進

天候に関わらずこどもたちが安全・安心に遊ぶことができ、子育てをもっと楽しくする環境づくりを進めるため、県内全市町において全天候型の遊び場整備を促進します。

- ・ 福井県児童科学館等の「ふく育県」シンボルとしてのあり方を検討

夢や希望をデザインするワークショップの開催や、県内の児童館・児童センターとの連携などを通して、「ふく育県」シンボルとして、大型児童館（福井県児童科学館・福井県こども家族館）の魅力を充実させます。

特に、開館 30 周年（2029 年）を迎える福井県児童科学館については、こうした観点から将来的なあり方を議論し、必要な対応策を検討・実施します。



定時退社や育児休業取得の推進



全天候型の遊び場（大野市「おおの天空パーク OSORA」）

ふく育 Column 03

みんなで支える子育て応援社会！

令和 6 年 7 月、福井市東郷地区の有志グループが、「地区内に子育て中の核家族が増える中、身近に頼れる人がいない親も多い」ことから、地元住民のための交流サロン「にじいろカフェ」を東郷公民館に開設しました。

季節に合わせたイベントや学習支援、こども食堂など、子育て支援や多彩な催しを企画し、活動を展開しています。当初 2 人だった有志グループは、徐々に賛同者が増え、活動の幅が広がっています。

こどもや親、さらには地域がつながることで、みんなが安心して子育てを楽しめる社会をつくっていきます。



交流サロンでのイベントの様子

第7章 具体的な施策の内容

〔本計画における施策体系〕

具体的な施策の方向性		実施施策
I 一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない「ふく育安心モデル」		
1 こどもの安全・安心を確保	こども・若者主体の社会づくり	・ こどもの教育・養育の現場におけるこどもの権利等に関する理解促進と意見聴取の推進
		・ 誰一人取り残されず、個性が尊重される学びの推進
		・ こどもや若者に寄り添う活動に取り組む団体の応援
		・ こどもの安全安心のための見守り活動の推進
	一人ひとりの環境に寄り添った支援の充実	・ 養育に困難を抱える家庭に対する支援
		・ ヤングケアラーや生きづらさを抱えたときに集える相談・居場所拠点の確保
		・ 生活困窮世帯やひとり親家庭児童への学習・生活支援の充実
		・ 親を頼ることができないこどもたちの家庭的で安定した生活環境の場の確保
		・ 入所児童の退所後を見据えた自立支援と退所後も支え合えるネットワークの構築
	こどもを支える体制の強化と分野を超えた連携	・ 青少年の非行防止活動と有害環境対策などによる健全育成の推進
		・ 家庭でも学校でもない安心できる多様な居場所づくりへの支援
		・ 様々な家庭環境（ひとり親世帯や多胎児・発達障がい児・医療的ケア児を育てる世帯）に応じた支援の充実
		・ 児童相談所、市町、施設等こどもに関わる支援者の研修・交流拠点の設置
		・ 介護、障がい、子育て、生活困窮などの支援機関が連携した協働支援体制の構築
2 安心の子育て環境を確保	子育てのサポート体制を充実	・ 外国にルーツを持つ児童生徒等に対する生活支援や相談体制の強化
		・ 様々な家庭の育児をきめ細かに支える子育て支援サービスの充実（ふく育さん、ふく育タクシー、すみずみ子育てサポート）
		・ 「放課後児童クラブ」の安定的な事業運営を応援
		・ 母子保健・児童福祉の一体的相談支援を担う「こども家庭センター」の活用
		・ こども食堂等と連携したアウトリーチ型の見守り体制の構築
		・ 待機児童ゼロを維持するための保育人材確保と教育・保育の質の向上
		・ 就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度等の実施
	当事者に確実に届く情報発信	・ こどもの豊かな育ちを支える保育者の仕事魅力発信
		・ 子育て支援策や母子保健等に関する情報の集約・発信アプリなど子育て支援DXの推進
		・ 施策の利用シーンなどを分かりやすく伝える当事者目線での広報展開

Ⅱ 一人ひとりの夢や希望が叶い、幸せを実感できる「ふく育希望モデル」		
1 こども・若者の 夢や希望を応援	人生の希望を叶える社会づくり	・自分の将来や生き方を考える機会を広く提供する「ライフデザイン教育」の推進
		・地域の特性を活かした体験学習や職業教育の充実
		・こども・若者が将来への夢や希望を見いだす活動を応援
		・自己の適正と能力に応じた職業能力開発の機会確保と就労支援
		・若者の恋愛機運の醸成・出会いの機会の拡充
2 こども・子育ての 幸せ実感を実現	「ゆりかごから巣立ちまで」切れ目のない支援の実現	・将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）等、こどもを持つことを望む夫婦やカップルの支援
		・不妊治療支援の継続と市町や関係機関と連携した母子保健の充実
		・保育料無償化、高校授業料無償化、大学の授業料支援等による“ふく育”応援

Ⅲ 子育ての“よろこび”が育まれ、さらに広がっていく「ふく育共感モデル」		
1 社会全体でこども・子育て 応援社会づくり	みんなで支えるこども・子育て応援社会づくり	・地域の様々な主体が参加する見守りネットワークの構築
		・民生・児童委員やアクティブシニア層、外国人県民など地域の担い手による活動支援
		・時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大を通じた、誰もが仕事と家庭を両立できる社会づくり
		・女性のキャリアアップと就業を支援
		・企業等と行政が連携し、社会全体で子育て世帯を応援する環境づくり
		・「こども・若者政策マインド」を県内に広げ、こども・若者目線での政策立案・実行を強化
2 子育ての ワクワク感を増大	家族で子育てを楽しむ風土づくり	・こどもたちの健やかな育ちを支える全天候型遊び場等の整備推進
		・夫婦や家族で家事・育児を楽しむ「共家事」の普及拡大
		・親子のふれあいや親学びを通して家庭の教育力向上を支援
	楽しさやよろこびが感じられる子育て観の醸成	・こども・子育てへの前向きなイメージを醸成するキャンペーンの展開
		・市民主体の“ふく育”イベントをつなぐ情報発信の応援
		・福井県児童科学館等の「ふく育県」シンボルとしてのあり方を検討
		・小・中・高校生を対象に乳幼児と触れ合う機会を創出

〔本計画の主な施策〕

I 一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない「ふく育安心モデル」

1 こどもの安全・安心を確保

○こども・若者主体の社会づくり

こどもの教育・養育の現場におけるこどもの権利等に関する理解促進と意見聴取の推進・地域住民に密着した人権啓発を実施することにより、人権尊重思想の普及啓発を図るとともに、施設入所児童に対し意見表明支援員による意見形成、意見表明支援等を実施し、こどもアドボカシー（こどもが意見や考えを表明できるようにサポートすること）を推進します。

誰一人取り残されず、個性が尊重される学びの推進

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や「校内サポートルーム」の設置の拡充等により、こどもが安心して学ぶことのできる楽しい学校づくりや多様な居場所づくりを推進します。特別支援教育などこどもの多様性に応じた学びと環境づくりに取り組む他、いじめ・不登校等の多様な困難に「チーム学校」で支援します。

こどもや若者に寄り添う活動に取り組む団体の応援

- ・こども・子育てに関する自主活動に取り組む団体等への応援金を創設するとともに、当事者自身が行う社会的養護経験者間のネットワーク化や情報交換、ピアサポート、意見表明等の活動を支援します。

こどもの安全安心のための見守り活動の推進

- ・各小中学校区の見守り隊の活動を支援し、こどもの安全確保活動の充実を図るとともに、地域の人々への「夕方見守り運動」と、企業団体への「ながら見守り活動」を普及させることで、地域全体で、こどもを狙う犯罪が起こりにくい環境づくりを推進する。

○一人ひとりの環境に寄り添った支援の充実

養育に困難を抱える家庭に対する支援の充実

- ・こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者およびそのこどもに対し相談対応を行うとともに、訪問支援員による家事・養育支援（訪問型）、放課後等のこどもの居場所の提供（通所型）、こどもや親子の入所支援を組み合わせる支援します。

ヤングケアラーや生きづらさを抱えた時に集える相談・居場所拠点の確保

- ・ヤングケアラー・コーディネーターの配置および居場所の提供を実施します。また、市町と連携し、支援を必要とするヤングケアラーの把握や相談体制を整備するとともに、児童家庭支援センターを運営し、児童、ひとり親家庭、地域住民等からの相談体制を整備します。

生活困窮世帯やひとり親家庭児童への学習・生活支援の充実

- ・ひとり親家庭等のこどもの習い事や大学受験の教育にかかる費用等の財政的支援を行うとともに、ひとり親のキャリアアップのための研修受講等にかかる費用の支援や講習会を開催します。

親を頼ることができないこどもたちの家庭的で安定した生活環境の場の確保

- ・社会的養護を必要とするすべてのこどもに「できる限り良好な家庭的環境」を保障していくため、里親委託をさらに進めるとともに、施設の小規模・地域分散化を図ります。

入所児童の退所後を見据えた自立支援と退所後も支え合えるネットワークの構築

- ・家庭養育優先原則の下、施設での養育を必要とするこどもの自立を支援するため、退所した児童等の相談や一時的に生活できる場を確保します。

青少年の非行防止活動と有害環境対策などによる健全育成の推進

- ・市町が設置する青少年愛護センターや、少年指導委員および少年警察協助手と連携し、街頭補導活動、非行防止・健全育成啓発等の事業を行います。また、家庭でインターネットの適正利用等を考える機会を提供します。

○こどもを支える体制の強化と分野を超えた連携

家庭でも学校でもない安心できる多様な居場所づくりへの支援

- ・こども・若者、子育て関係者目線の自主的な居場所づくりを応援するとともに、学校内に放課後等の「こども第三の居場所」となるカフェを設置します。

様々な家庭環境（ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児・発達障がい児を育てる家庭など）に応じた支援の充実

- ・ひとり親家庭や・多胎児・医療的ケア児を育てる育児負担の大きな家庭などを対象に、「ふく育サービス」（「ふく育さん」と「ふく育タクシー」の総称）の利用促進を図ります。また、医療的ケア児等を受け入れる事業所の拡大や入浴等のサービス充実を図るとともに、保護者の精神的、身体的負担の軽減を図るための一時預かりや移動支援等の環境づくりを進めます。発達障がい児に対しては、こども療育センターとスクラム福井の連携強化により、早期発見・早期支援を行います。

児童相談所、市町、施設等こどもに関わる支援者の研修・交流拠点の設置

- ・児童相談所の職員体制を充実するとともに専門性の向上のための人材育成を実施します。また、市町や施設職員に対する研修や組織を超えた交流の場の充実を図ります。

介護、障がい、子育て、生活困窮などの支援機関が連携した協働支援体制の構築

- ・市町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

外国にルーツを持つ児童生徒等に対する生活支援や相談体制の強化

- ・外国人に寄り添ったワンストップ相談体制を強化し、プッシュ型で外国にルーツを持つ方への支援を行う仕組みを構築します。また、日本語指導が必要な外国人児童・生徒等に対する支援員の配置を支援します。

2 安心の子育て環境を確保

○子育てのサポート体制を充実

様々な家庭の育児をきめ細かに支える子育て支援サービスの充実（ふく育さん、ふく育タクシー、すみずみ子育てサポート）

- ・「ふく育サービス」（ふく育さん、ふく育タクシー）の利便性向上や、ひとり親家庭・多胎児・医療的ケア児を育てる育児負担の大きな家庭などの利用促進を進めるとともに、家事・育児のサポートが必要な時に、こどもの一時預かり・保育所送迎・家事支援のサービスを安心・安価に利用できる「すみずみ子育てサポート事業」の充実を図ります。また、こどもの預かりや送迎を地域内の相互扶助や有償ボランティア等によって補完する仕組みづくりを進めるなど、地域や家庭環境に関わらず、誰もが子育てしやすい環境を整えます。

「放課後児童クラブ」の安定的な事業運営を応援

- ・こどもや保護者の希望に応じた放課後の居場所を着実に確保するため、放課後児童クラブと放課後こども教室の運営支援を行うほか、放課後児童クラブの安定的な人材確保に向けた就職説明会や職場改善のための相談員派遣を実施します。

母子保健・児童福祉の一体的相談支援を担う「こども家庭センター」の活用

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を一体的に行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を支援し、妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

こども食堂等と連携したアウトリーチ型の見守り体制の構築

- ・児童等の見守り環境強化のため、こども食堂や市町、児童家庭支援センター等が連携を図るための研修会・交流会を開催します。

待機児童ゼロを維持するための保育人材確保と教育・保育の質の向上

- ・指定保育士養成施設が入学増のために行う取組に対して支援（成績上位者への授業料減免等）することで新規保育人材の確保に取り組むほか、処遇改善（若手保育者への家賃補助等）やメンタルケアの実施により魅力ある職場づくりを推進するとともに、ICT等の活用により保育者の業務負担軽減を促進し、安定的な保育人材の確保を図ります。また、保育士試験受験者のための試験対策講座を実施します。

就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度等の実施

- ・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。

こどもの豊かな育ちを支える保育者の仕事魅力発信

- ・小～高校生、その保護者および潜在保育士に対して、保育のネガティブイメージの払拭や魅力の発信を行い、保育者を目指す者の増加を図ります。

○当事者に確実に届く情報発信

子育て支援策や母子保健等に関する情報の集約・発信アプリなど子育て支援DXの推進
・子育て支援サイト「ふく育」等、子育て世帯に身近なツールにおいて、県・市町の垣根を超えた子育てに役立つ情報を一元的に情報発信する。

施策の利用シーンなどを分かりやすく伝える当事者目線での広報展開

- ・県内の子育て世代を対象に、本県の子育て支援策を周知するとともに、これから結婚、出産、子育てを控える若者世代が、こどもを持つことに対して抱く前向きなイメージを醸成するため、マスメディアを活用した広報を実施するほかイベントを実施します。

Ⅱ 一人ひとりの夢や希望が叶い、幸せを実感できる「ふく育希望モデル」

1 こども・若者の夢や希望を応援

○人生の希望を叶える社会づくり

自分の将来や生き方を考える機会を広く提供する「ライフデザイン教育」の推進

- ・将来の夢・目標や挑戦したいこと等を記す「夢へのパスポート」の小中高での活用や、ふくいの未来と地域政策を考える「地域デザイン講座」の開催、県内で活躍する地元 OB 等と交流する機会の充実等により、自らの将来を主体的に選び取っていく姿勢を育みます。

地域の特性を活かした体験学習や職業教育の充実

- ・地域の人々や企業と協働する地域課題解決型の体験活動・探究学習の推進や、全職業系高校における地域産業・企業を学ぶ県独自の共通科目「ふくいの産業」の実施、地場産食材を活用した食育の推進等により、郷土への理解を深め、愛着や誇りを育みます。

こども・若者が将来への夢や希望を見いだす活動を応援

- ・こども・子育てに関する自主活動に取り組む団体等への応援金の創設し、こども目線の自主的な挑戦を応援するほか、こども・若者や子育て世代への伴走活動を応援します。

自己の適正と能力に応じた職業能力開発の機会確保と就労支援

- ・人材確保支援センターにおいて、未就職者等を対象とした適職診断、企業見学、模擬面接を実施します。また、ふくい若者サポートステーションにおいて、若年無業者に対し、就職に向けた相談やカウンセリング、自立支援プログラムを実施します。

若者の恋愛機運の醸成・出会いの機会の拡充

- ・県と市町で組織するふくい結婚応援協議会において、「ふく恋」AI マッチングシステムにより出会いの機会を提供するとともに、交際や結婚を希望する若者の活動を後押しするため、若者とその親に向けた恋愛・結婚に関する情報発信や、マッチングアプリ運営会社と連携した恋愛気運の醸成や出会いの機会の提供等の取組を実施します。

2 こども・子育ての幸せ実感を実現

○「ゆりかごから巣立ちまで」切れ目のない支援の実現

将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）等、こどもを持つことを望む夫婦やカップルの支援

- ・プレ妊活健診の推進および女性の健康相談窓口を開設します。また、特定不妊治療や男性不妊治療の費用を助成するとともに夫婦が受検する不妊検査の費用や一般不妊治療費用、不育症検査に係る費用を助成します。また、感染症に関するパンフレットを学校に配布し、正しい知識の普及啓発を図ります。

不妊治療支援の継続と市町や関係機関と連携した母子保健の充実

- ・特定不妊治療や一般不妊治療等にかかる費用を助成するとともに、妊産婦の居住地にかかわらず、総合周産期母子医療センターで出産する必要があるハイリスク妊婦に対して、移動にかかる交通費および宿泊費を助成します。また、周産期医療・小児医療体制との連携を図りながら、出産後も産後ケアや乳幼児健診等を通じて母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行い、安全・安心に出産・子育てができる環境を整備します。

保育料無償化、高校授業料無償化、大学の授業料支援等による“ふく育”応援

- ・第2子の保育料無償化および在宅育児応援手当の支給、複数のこどもを扶養する世帯の高校授業料無償化を所得制限なしで継続的に実施するとともに、世帯の所得状況や扶養するこどもの人数に応じた大学等の授業料減免等を充実化します。また、第2子以降の一時預かりや病児保育等に係る利用料の無償化、3～5歳児の第3子以降の副食費の無償化を継続します。

Ⅲ 子育ての“よろこび”“が育まれ、さらに広がっていく「ふく育共感モデル」

1 社会全体でこども・子育て応援社会づくり

○みんなで支えるこども・子育て応援社会づくり

地域の様々な主体が参加する見守りネットワークの構築

- ・児童等の見守り体制強化のため、こども食堂や市町との連携を強化するとともに、各小中学校区の見守り隊の活動支援や、地域住民によるドラレコ見守り協力者の活動を推進します。

民生・児童委員やアクティブシニア層、外国人県民など地域の担い手による活動支援

- ・地域づくりの担い手同士がつながるプラットフォームの構築や地域コミュニティの場を形成する居場所づくりを支援し、分野や制度を超えた地域づくりを推進します。高齢者を含めた多世代間の活動を応援するとともに、外国人と日本人県民とのコミュニケーションの橋渡しや災害時の自助・共助等の担い手として「ふくい外国人コミュニティリーダー」を認定します。

時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大を通じた、誰もが仕事と家庭を両立できる社会づくり

- ・男性の育児休業や長期の育児短時間勤務、不妊治療休暇など、仕事と家庭の両立に向けた職場環境整備に取り組む県内企業等に対して奨励金を支給します。また、働き方改革に向けた宣言を行った企業に対する取組みの支援や、労働環境の優良な企業を表彰し横展開を図ります。

女性のキャリアアップと就業を支援

- ・ふくい女性活躍支援センターにて、就職や子育てとの両立に関する相談対応や支援情報の提供を行うとともに、女性の採用・育成・登用を進める企業を支援し、女性が活躍できる働きやすい職場づくりを進めます。

企業等と行政が連携し、社会全体で子育て世帯を応援する環境づくり

- ・子育て世帯等向けに「ふく育パスポート」を発行し、「ふく育」応援団（子育て世帯等を応援する店舗等）にてサービスが受けられる仕組みづくりを行うとともに、企業や関係団体、子育て当事者等とともに作り上げる子育てイベントを実施し、社会全体で子育て世帯等を応援する環境づくりを進めます。

「こども・若者政策マインド」を県内に広げ、こども・若者目線での政策立案・実行を強化

- ・こども・若者目線の政策立案の進め方や、意見聴取の心がまえ・事例などを紹介する「こども・若者政策マインド」のPR版を製作し、県内におけるこどもの意見聴取の体制強化を図ります。

2 子育てのワクワク感を増大

○家族で子育てを楽しむ風土づくり

こどもたちの健やかな育ちを支える全天候型遊び場等の整備推進

- ・県内17市町と連携し、全天候型遊び場の整備を進めるとともに、公立施設の老朽化した遊び場等の修繕や改修を進め、安全で楽しいこどもの遊び場環境づくりを進めます。また、家庭、地域、学校を通じたこどもの読書活動を推進し、こどもたちの健やかな育ちを応援します。

夫婦や家族で家事・育児を楽しむ「共家事」の普及拡大

- ・夫婦や家族で家事をシェアする共家事に加え、家事の省力化・外部化による「ラク家事」を促進し、自分時間や家族時間など「ゆとり時間」の創出を図ります。

親子のふれあいや親学びを通して家庭の教育力向上を支援

- ・親子で学ぶ道徳講座の実施等を通じた世代を超えた道徳的価値観の交流を図ります。また、家庭教育の理解促進に向けた相談体制や情報発信を強化するとともに、親のまなびあいプログラム「親はぴトーク」の開催推進等、保護者同士が悩みを共有し学び合う機会等を充実し、「こどもとともに成長する楽しさ」を広げます

○楽しさやよろこびが感じられる子育て観の醸成

こども・子育てへの前向きなイメージを醸成するキャンペーンの展開

- ・県内の子育て世代を対象に、本県の子育て支援策を周知するとともに、これから結婚、出産、子育てを控える若い世代が、こどもを持つことに対して、より前向きなイメージを持てるよう、マスメディアやSNS等を活用した広報を実施するほか、こども・子育て応援イベントを実施します。

市民主体の“ふく育”イベントをつなぐ情報発信の応援

- ・県内の子育て世代を対象に、親子で楽しみながらお役立ち情報が得られるイベントを開催するとともに、市民主題の活動がつながり、活性化されるよう団体の交流会を実施します。また、子育て支援サイト「ふく育」にて県・市町の垣根を超えた子育てに役立つ情報を一元的に情報発信します。

福井県児童科学館等の「ふく育県」シンボルとしてのあり方を検討

- ・児童の健全育成を図るため、児童館・児童センターを活用した遊びの活動等の充実を図るとともに、こうした施設の連携の中心となる大型児童館（福井県児童科学館・こども家族館）の「ふく育県」シンボルとしての魅力向上に向け、夢や希望をデザインするワークショップの開催などを行います・特に、開館30周年（2029年）を迎える福井県児童科学館については、こうした観点から将来的なあり方を議論し、必要な対応策を検討・実施します。

小・中・高校生を対象に乳幼児と触れ合う機会を創出

- ・結婚・子育てに対する具体的なイメージづくりや、保育の仕事への理解を深め、将来の保育人材を確保するため、小・中・高校生に保育所等で乳幼児と触れ合う体験を提供する県内の活動を支援します。

〔目標〕

◆総合評価

目標項目	現状	目標
ふく育県の評価	72.8% (2023 年度)	85.0% (2029 年度)
将来こどもを持ちたいと考えている県民の割合	40.7% (2023 年度)	60.0% (2029 年度)

◆個別評価

目標項目	現状	目標
保育所等の待機児童	0 人 (2023 年度)	0 人 (2029 年度)
一時預かりの平均利用回数 ※保育園等や放課後児童クラブ利用者を除く対象のこども一人当たり	5.2 回 (2023 年度)	6.5 回 (2029 年度)
医療的ケア児者日中利用事業所数	50 事業所 (2023 年度)	65 事業所 (2029 年度)
夕方見守り運動協力店	1,684 店舗 (2023 年度)	2,000 店舗 (2029 年度)
里親委託率	22.9% (2023 年度)	42.0% (2029 年度)
「住んでいる地域に自分の居場所がある」と感じている若者の割合	50.8% (2024 年度)	65.0% (2029 年度)
県・市町の結婚応援事業をきっかけとする婚姻件数	109 件 (2023 年度)	200 件 (2029 年度)
産後ケアを受けた人数（延べ）	1,541 人日 (2023 年度)	3,100 人日 (2029 年度)
将来の夢や希望（目標）を持っている児童生徒の割合	小学校：85.3% 中学校：68.9% 高 校：74.9% (2023 年度)	小学校：90.0% 中学校：75.0% 高 校：75.0% (2029 年度)
男性の育児休業取得率	31.4% (2023 年度)	85.0% (2029 年度)
社員ファースト企業宣言企業数	712 社 (2023 年度)	1,500 社 (2029 年度)
乳幼児ふれあい事業の参加人数	3,168 人 (2023 年度)	5,500 人 (2029 年度)
子育てに「楽しみや喜び」のイメージを持っている県民の割合	44.2% (2024 年度)	60.0% (2029 年度)

第8章 計画の推進体制

本計画は、学識経験者や、児童福祉・子育て関係者等で構成する「福井県こども・子育て応援会議」（「福井県 こども応援分科会・子育て応援分科会」を含む）での議論や、令和6年1月に県が行った子育て意識調査、令和6年5月に行ったこども・子育てニーズ調査の結果のほか、こども・若者、子育て当事者との意見交換や、教育機関と連携したアンケートフォームの活用などを通して、幅広い県民の方々からの意見や提案を基に策定したものです。

本計画を実行性のあるものとするため、以下のとおり関係機関などと連携し、本計画にかかる施策の進捗状況の把握や進行管理、各機関との連絡調整・情報の共有などを行います。

1 総合的な推進体制

- ・ 地域の子育て支援、幼児教育・保育、企業、労働など様々な分野の関係者で構成する推進会議を設置し、県・市町をはじめ、民間の関係機関・団体等の結婚・子育て応援の積極的な実践を促すとともに、その進捗状況を評価し計画を着実に推進します。
- ・ また、進捗状況の評価・管理に伴う会議資料は本計画の一部とすることとします。

2 市町、関係団体などとの協力・連携

- ・ 市町の結婚支援、子育て支援担当課、関係団体との意見交換などを通して、市町との一層の連携強化を図ります。

福井県こども・子育て応援会議 委員等名簿

(敬称略・５０音順)

氏 名	団体名	備 考
石 川 昭 義	仁愛大学人間生活学部子ども教育学科教授	委員長
大 野 三 和	地域の縁結びさん	
改 藤 修	一般社団法人福井県子ども会育成連合会会長	
芝 美 代 子	NPO法人わくわくくらぶ理事長	
舘 直 宏	NPO法人おっとふぁーざー代表理事	
玉 前 晃	福井県民間保育連盟会長	
田 村 洋 子	公益財団法人 青少年育成福井県民会議 会長	
徳 本 達 之	福井県私立幼稚園・認定こども園協会会長	委員長代理
中 森 一 郎	福井大学大学院教授	
野 尻 知 子	ふくい移住サポーター	
野 尻 富 美	越前市「みんなの食堂」実行委員会代表	
橋 本 幸 代	福井県済生会乳児院院長	
平 谷 美 智 夫	平谷こども発達クリニック院長	
山 埜 浩 嗣	福井県経営者協会専務理事	
山 口 慎 太 郎	東京大学大学院経済学研究科教授	アドバイザー

オブザーバー：福井市、高浜町

(委員１４名、アドバイザー１名)

福井県こども・子育て応援計画 策定経過

日 程	内 容
令和6年 6月12日	第1回福井県こども・子育て応援会議 福井県こども・子育て支援計画の進捗状況 福井県こども・子育て応援計画の策定について こども・若者への意見聴取の取組みについて
6月27日	第1回市町担当課長会議
7月30日	第1回こども応援分科会 こどもたちが安心して安全に暮らせる社会とは こどもたちが豊かに、健やかに成長できる社会とは
8月19日	第1回子育て応援分科会 こどもも親も、双方が幸せな社会とは 子育てを地域全体で担い、楽しむ社会とは
9月19日	市町担当者会議
9月25日	第2回こども応援分科会 こども・若者の意見聴取（中間とりまとめ）について これまでの議論の深堀について
10月16日	第2回子育て応援分科会 こども・若者の意見聴取（中間とりまとめ）について これまでの議論の深堀について
11月 1日	第2回市町担当課長会議
11月20日	第2回福井県こども・子育て応援会議 福井県こども・子育て応援計画の骨子案について
令和7年 1月29日	第3回福井県こども・子育て応援会議 福井県こども・子育て応援計画案について
2月17日 ～ 3月3日	パブリック・コメントによる意見募集
3月31日	計画策定

※その他、こども・若者からの意見聴取や子育て当事者との意見交換を実施（第4章参照）

1 教育・保育の提供

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第62条第2項第1項の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定する必要があります。

この県設定区域において、教育・保育施設の認可、認定の際に需給調整の必要性を判断します。

○区域設定の内容

区域の設定に当たっては、現状において市町ごとに保育ニーズに対応し需給バランスを確保しており、保育所利用のほとんどが市町域内となっていることから、県設定区域を各市町単位とし県内17区域とします。

ただし、各市町の区域を超えた広域利用の実態を考慮した広域調整が必要となります。

福井地区（福井市）、敦賀地区（敦賀市）、小浜地区（小浜市）、
大野地区（大野市）、勝山地区（勝山市）、鯖江地区（鯖江市）、
あわら地区（あわら市）、越前市地区（越前市）、坂井地区（坂井市）、
永平寺地区（永平寺町）、池田地区（池田町）、南越前地区（南越前町）、
越前町地区（越前町）、美浜地区（美浜町）、高浜地区（高浜町）、
おおい地区（おおい町）、若狭地区（若狭町）

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

別表「教育・保育の量の見込みおよび提供量」のとおり、各年度における量の見込みについては、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計しており、保育の必要性に応じた各認定区分の必要利用定員数となります。

また、提供量については、市町が定める教育・保育施設等の利用定員を積み上げた供給量となります。

県全体では、今後、こどもの数の減少もあり、計画期間内において全体的な保育需要の高まりはみられません。しかし、低年齢児の保育需要は高く、各市町において保育需要が異なり、人口減少を含めた地域の課題に応じた提供量を確保する必要があります。認定こども園の活用や保育者確保などを行い、待機児童ゼロを維持します。

(3) 認可・認定の需給調整

①基本的な考え方

教育・保育施設の認可・認定に当たっては、認定区分ごとに県設定区域内の教育・保育施設の利用定員総数が計画に定める量の見込みにすでに達しているか、またはこれを上回る場合、需給調整を実施し、必要量に応じた利用定員の設定を指導します。

②幼稚園、保育所から認定こども園へ移行する場合

幼稚園から認定こども園への移行の認可・認定に当たっては、県設定区域内の教育・保育施設（2号・3号認定／保育の必要性あり）の利用定員総数が、計画に定める量の見込みに県で定める数を加えた数にすでに達しているか、またはこれを上回る場合、需給調整を実施します。

また、保育所から認定こども園への移行については、県設定区域内の教育・保育施設（1号認定／教育のみの認定）の利用定員総数が、計画に定める量の見込みに県で定める数を加えた数にすでに達しているか、またはこれを上回る場合、需給調整を実施します。

なお、県で定める数は、各市町の教育・保育の提供量（供給）から量の見込み（需要）を差し引いた数とし、設定した上乗せ量を加えた需要量を必要利用定員総数として、この範囲内で認可・認定を行います。

認定区分	内容	利用施設
1号	満3歳以上の教育を希望する 就学前児童	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上の保育を必要とする 就学前児童	保育所、認定こども園 ※2号認定のうち教育利用希望は幼稚園利用あり
3号	満3歳未満の保育を必要とする 就学前児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育の量の見込みおよび提供量

R5年度(実績)					R7年度					R8年度					R9年度					R10年度					R11年度				
累計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号		3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号		3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号		3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号		3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計
								左記 用希望 以外						左記 用希望 以外						左記 用希望 以外					左記 用希望 以外				
量の見込み(人)【A】	2,220	14,617	8,161	2,168	27,176	1,924	13,989	1,560	8,086	2,192	26,161	1,867	13,480	1,525	7,929	7,898	24,949	1,743	12,332	1,399	7,749	2,087	23,931	1,703	12,284	1,373	7,610	2,054	23,651
提供量(人)【B】	3,995	16,285	8,613	2,225	31,118	3,680	15,877	1,587	8,507	2,280	30,344	3,565	15,651	1,565	8,444	8,449	29,573	3,247	15,230	1,523	8,371	2,256	29,104	3,234	15,124	1,512	8,332	2,250	28,940
特定教育・保育施設	3,492	16,263	8,514	2,173	30,442	3,384	15,858	1,588	8,400	2,223	29,865	3,269	15,634	1,563	8,338	8,339	29,090	2,951	15,213	1,521	8,264	2,200	28,628	2,938	15,108	1,510	8,225	2,194	28,465
特定地域型保育事業	0	11	89	42	142	0	10	10	91	48	149	0	9	9	89	48	146	0	9	9	90	47	146	0	8	8	90	47	145
上記以外	503	11	10	10	534	296	9	9	16	9	330	296	8	8	17	9	331	296	8	8	17	9	330	296	8	8	17	9	330
【B】-【A】	1,765	1,668	452	57	3,942	1,756	1,918	196	3,987	88	4,183	1,698	2,171	173	4,323	551	4,724	1,504	2,878	105	622	169	5,173	1,531	2,840	158	722	196	5,289
保育(教育希望)を1号認定																													

【別表：教育・保育の量の見込みおよび提供量の見方】

県計		〇〇年度			
		1号	2号		3号 (0歳)
			教育利 用希望	左記 以外	
量の見込み(人)		3,606	16,582	8,535	30,887
【A】			1,695	14,887	
提供量(人)		6,594	16,621	8,762	33,637
【B】		6,594	16,603	8,714	33,559
特定教育・保育施設		0	18	48	78
特定地域型保育事業		0	0	0	0
上記以外		0	0	0	0
【B】－【A】		2,988	39	227	2,750
保育(教育希望)を1号認定		1,293	1,457		2,750

「教育利用希望」
2号認定において学校教育の利用希望が
強いと想定される者。

「県全体の量の見込み」
各市町の「市町内の子ども」の合計

「上記以外」
確認を受けない幼稚園、
企業主導型保育施設の地域枠

① 3歳以上児について教育の量の
見込み（1号の需要）が提供量を下回る。

② 0歳児において保育の量の
見込み（需要）が提供量を上回る。

③ 保育の必要性があっても教育利用希望が
ある場合、1号認定の枠で受け入れ、その
定員枠を利用することにより、受け入れ可。
6,594－（3,606＋1,695）＝1,293人

④ 保育の必要性があるが教育利用希望の児童が1号認定の枠
を利用し、残りの2・3号認定の保育需要量を2・3号定の
枠の中で受け入れることにより、受け入れ可。
（16,621＋8,762＋1,660）－（14,887＋8,535＋2,164）＝1,457人

(4) 教育・保育の一体的提供とその推進

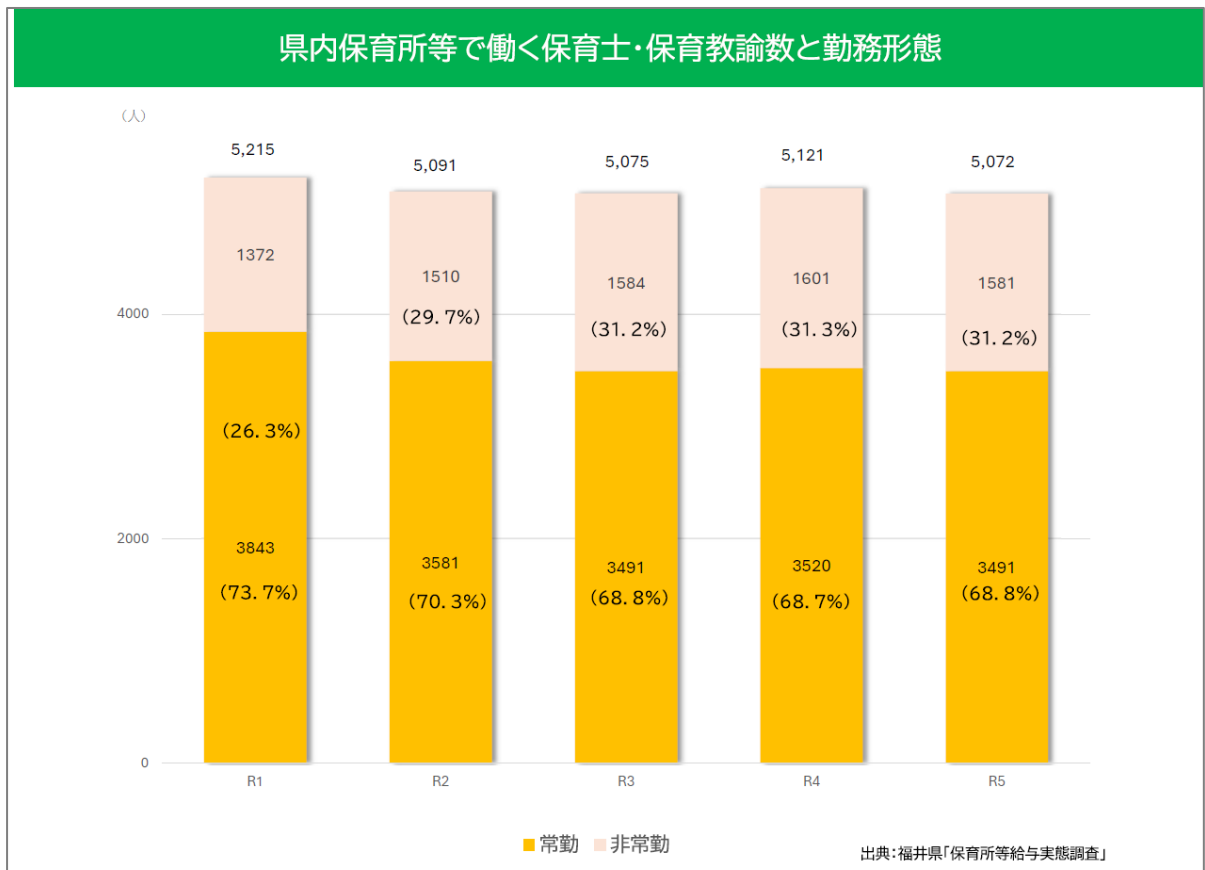
認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況によらず、地域のこどもを受け入れることができる施設であることから、既存の保育所、幼稚園から認定こども園への移行希望などを踏まえ、認可に向けた助言や施設運営などへ必要な支援を行います。

(県内の認定こども園設置数の推移)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認定こども園 設置数	160	160	164	165	165

(5) 教育・保育の人材確保と資質向上

(県内保育所等で働く保育士・保育教諭数と勤務形態)



県内の保育所等で働く保育士・保育教諭数は、近年5,000人程度で推移しています。入所児童数は年々減少していますが、入所児童に対する気になる子の占める割合が増加しており、その対応のために保育者の配置が必要であるほか、令和6年度に76年ぶりの配置基準改正(3歳児 20:1→15:1、4・5歳児 30:1→25:1)が行われ、さらに令和7年度からは、1歳児の職員配置を6:1から5:1以上に改善した場合に、加算措置が行われる予定であるため、さらなる保育者の確保が必要となってきます。

また、こども誰でも通園制度について、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として各市町の判断で実施され、令和8年度から新たな通園給付として全市町で実施されるため、新たな保育士の確保が必要となる場合もあり、こどもの数が減っても保育者の必要数は、今後数年間変わらないものと考えています。

専門性や経験を積んだ職員による質の高い教育・保育を行うためには、人材の確保・定着が必要となることから、新規採用のためには、指定保育士養成施設が行う入学者増のための取組への支援や就学資金貸付、現職保育士の離職防止には、職員給与や職員配置の改善を実施し、潜在保育士の掘起しのためには、就職相談やマッチングを実施します。

また、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有する必要があるため、併有を促進するための特例制度について周知し、令和12年3月までの特例期間内の取得を促進します。

保育士等の専門性を高め保育の質の向上を図るため、幼児教育から小学校への接続や保護者支援など保育の課題に対応した研修や保育士等キャリアアップ研修を実施するほか、県社会福祉協議会において主任保育士やリーダー職員対象の階層別研修を実施します。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な推進

市町による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等のほうに基づく市町の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど市町との連携を進めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

項目		2023 年度 (令和 5 年度) (実績)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
延長保育 事業	量の見込み (人)	9,024	9,303	9,160	9,056	8,921	8,821
	確保内容 (人)	9,059	9,323	9,180	9,076	8,941	8,841
子育て 支援短期 事業	量の見込み (人)	1,167	1,398	1,365	1,348	1,316	1,298
	確保 内容	ショートステイ (人日)	1,795	1,954	1,934	1,927	1,910
		トワイライトステイ (人日)	31	97	97	96	92
		計	1,826	2,051	2,031	2,023	1,993
一時 預かり 事業	量の見込み (人日)	64,954	67,919	67,200	65,682	64,269	63,276
	確保内容 (人日)	106,078	110,159	109,369	108,986	108,188	107,715
病児・ 病後児 保育事業	量の見込み (人)	11,717	13,447	13,190	12,981	12,689	12,453
	確保内容 (人日)	19,214	21,293	21,182	21,088	20,952	23,659
地域 子育て 支援拠点 事業	量の見込み (人)	270,812	280,588	277,886	276,671	271,847	230,008
	確保内容 (人日)	56	57	57	57	57	57
産後ケア 事業	量の見込み (人日)	-	3,073	3,133	3,257	3,335	3,436
	確保内容 (人日)	-	2,965	3,046	3,174	3,253	3,361
子育て 世帯訪問 支援事業	量の見込み (人日)	-	1,464	1,479	1,479	1,477	1,473
	確保内容 (人日)	-	836	951	1,054	1,188	1,184
児童育成 支援拠点 事業	量の見込み (人日)	-	139	175	175	175	175
	確保内容 (人日)	-	55	59	66	73	73
乳児等 通園支援 事業	量の見込み (人)	-	268	262	257	268	262
	確保内容 (人)	-	381	378	379	381	378

市町では、市町子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、これに対応する確保の内容、実施時期を設定しており、県は、市町計画に従って各事業の実施が図られるよう支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業のうち、①放課後児童クラブ、②延長保育事業、③子育て短期支援事業(ショートステイ)、④一時預かり事業、⑤病児・病後児保育事業、⑥地域子育て支援拠点事業、⑦産後ケア事業、⑧子育て世帯訪問支援事業、⑨児童育成支援事業、⑩乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、県全体の量の見込みと確保内容を集計しています。

(2) 放課後児童クラブの拡充

放課後児童クラブについては、小学校6年生までの利用希望に応じ、すべての児童の受入ができるよう定員増を図り、就学前児童から小学生まで切れ目ない支援を実施します。

放課後児童クラブの量の見込みおよび提供量

R7. 1. 29 時点

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
集計	量の見込み(人)【A】	11,829	11,618	11,270	11,177	10,894
	提供量の見込み(人)【B】	12,634	12,528	12,526	12,480	12,419
	【B】－【A】	805	910	1,256	1,303	1,525

参考資料1 福井県子ども応援分科会・子育て応援分科会での意見を見える化したグラフィックレコード

第2回 子ども応援分科会

9/25 @ヨリバカエ

アンケートから感じたこと

- ・フカガタとあるている
子ども同士の遊び場、集える場所
(有休日)
家族内 → 肩代りできること

- ・アンケート結果
大学②/小・中学生② (参加者見出し)
→ 高校生/大学生
意見が来る年齢的なこと

- ・子どもは大人と見て、気にしている
親は子どもの成長を
- ・過去アンケート
地域参加 → 中学で下がる (部活動代)
- ・不登校、行きがた、状況悪化?
TV、新聞と見えない世代、難しい...
アンケートに答えられない子どもたちも
何かを届けられたら

- ・声を上げられない人には情報伝わり
課題はあれどそれだ
求めていえるものは一緒
・H14年〜 特別支援学校
アンケートに答えられない子どもたち
(アンケート) 答えられないのは嫌しい

- ・冬場/雨の日 遊ぶ場所
→ 少ない/減っている
→ 冬場 取組んでいる
大人が 見守る場所がある (国)
団体で集まる場所 ↓
大事!
高校生の集まる場所がない
公園 → 小さい子どもの行きづらい

- ・放課後、児童クラブの受け皿
→ 余剰の場所がある
人場所の確保 必須!
福祉部、教育委員会 連携を!

- ・ルールが決まっていることが大切
→ 家庭内でのルール作り
きちんと話し合いを
(スナック)

- ・アンケートは継続すべき
→ 聞き方の工夫を
良い所は伸ばしたい

- ・子どもたちの遊び場
(校庭)
小・中学校の役割
→ 安全 安心
・小学生の習い事
→ 今更... 中学は部活動移行
こころは小・中学校に
習い事が増える

深掘りしてみよう

- ・地域と子どもと関わるか?
若者の関わりが少ない
昔の地域は
→ 人との関わりが大きい
人との関わりが大きい
→ 場所を変えていくべき
居場所にはたくさんある
→ 選ぶと良い

- ・昔は他の家庭のことも
ある程度把握できた
→ 今更...
昔は力子、子かいたとも、近所の人の子を
見て来た。今更...
→ 今更... 知らない(らしい)

- 人とのつながりが今更...
→ 集り感がない(らしい)
→ 集り感がない(らしい)

- 学校/学 習の場を決められる
子どもに 選択させる
大切!

- ・自由心算にいかせるか?
→ 自由心算にいかせるか?
→ 自由心算にいかせるか?

- ・居場所を決めてあげられると良い
→ 子どもの状況と把握
→ 子どもの状況と把握

- ・居場所を決めてあげられると良い
→ 子どもの状況と把握
→ 子どもの状況と把握

- ・居場所を決めてあげられると良い
→ 子どもの状況と把握
→ 子どもの状況と把握

- ・居場所を決めてあげられると良い
→ 子どもの状況と把握
→ 子どもの状況と把握

- ・居場所を決めてあげられると良い
→ 子どもの状況と把握
→ 子どもの状況と把握

- 子ども → 高齢者 スナック教室
(丁寧) 身内ではない良い距離感
若者には発表の場が必要
自己責任 (スナック)

- ・アキラコはみんなが質問する
→ 心理的安心感
→ 心理的安心感

- ・お祭り → 声かけなくても来ない
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる

- ・お祭り → 声かけなくても来ない
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる

- ・お祭り → 声かけなくても来ない
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる

- ・お祭り → 声かけなくても来ない
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる

- ・お祭り → 声かけなくても来ない
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる

- ・お祭り → 声かけなくても来ない
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる
→ 仮装がある → 次から来るように
1回目のハードルを下げる

- 子どもの経験の質の変化
→ 「何か必要か」考えねば
集団で、かつ先生以外の人が
入る場がある → 良い。
大人に助けられた覚えがある
経験ができて良い。

- ・小学生の頃...
→ 地域の人や先生がいて、
→ 今更... 安全な
→ 今更... 安全な

- ・地域とのつながり → 重要
→ つながりがある → 重要
→ つながりがある → 重要

- ・用途が決まっているもの → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい

- ・用途が決まっているもの → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい

- ・用途が決まっているもの → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい

- ・用途が決まっているもの → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい

- ・用途が決まっているもの → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい
→ 効果がわかる → おもしろい

第2回 子育て応援分科会

10/16 @ヨリバカエ

自由な意見・感想

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

深掘り

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ① 子どもと関わる (関わる人たちの役割)
② 親の意見 (親の意見)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

話し事・地域

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

話し事・地域

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

話し事・地域

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

- ・子どもに聞かせる (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)
→ 子どもの意見 (聞いてほしい)

参考資料2 福井県子育て意識調査（令和5年度）の結果概要

福井県子育て意識調査概要

福井県子育て意識調査

■ 目的 現在行っている少子化・子育て支援策に対する県民の評価を調査することで、長期的な視点での政策評価を行う
また、合計特殊出生率が全国地に比べて高い2つの県（島根県、宮崎県）や低い2つの県（秋田県、奈良県）との比較により、本県の独自性や相違点を把握する

■ 対象 令和5年11月1日現在、20～40代の男女
福井県在住 4,000人
秋田県在住 750人 、奈良県在住 750人
島根県在住 750人 、宮崎県在住 750人

■ 期間 令和5年11月～令和6年1月

有効回答数

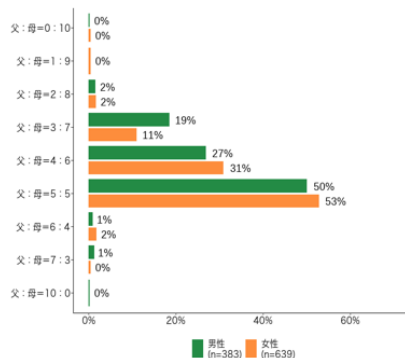
調査対象	調査数	回答数	回答率
福井県	4,000	1,606	40.2%
秋田県	750	203	27.1%
奈良県	750	171	22.8%
島根県	750	198	26.4%
宮崎県	750	160	21.3%

家事育児の分担

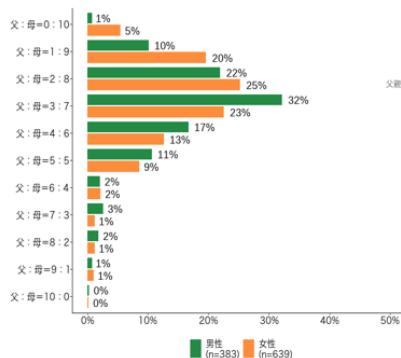
福井県子育て意識調査

- 5割以上の方が**平等(5:5)な家事育児分担を理想**としているが、実際は、女性のほうが負担が多いケースが8割以上。(5:5を実現できているケースは約1割)
- 理想の家事育児分担を実現するには、**労働環境の整備と職場の理解促進**が必要不可欠。

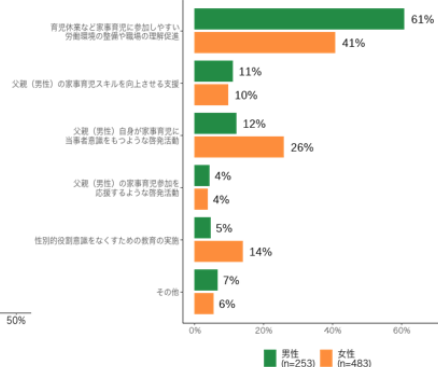
問 〔配偶者がいると回答した方〕父親と母親の家事育児への理想の関わり具合



問 〔配偶者がいると回答した方〕父親と母親の家事育児への実際の関わり具合



問 〔父親の実際の関わり具合が理想の関わり具合より低い方〕理想の家事育児の関わり具合を実現するために必要だと思うこと

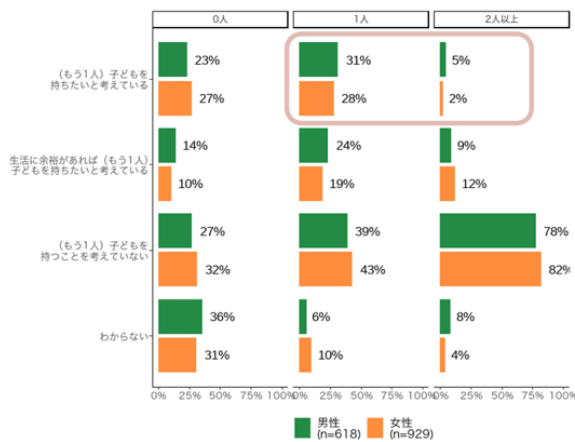


理想の子の数の実現に向けて希望すること

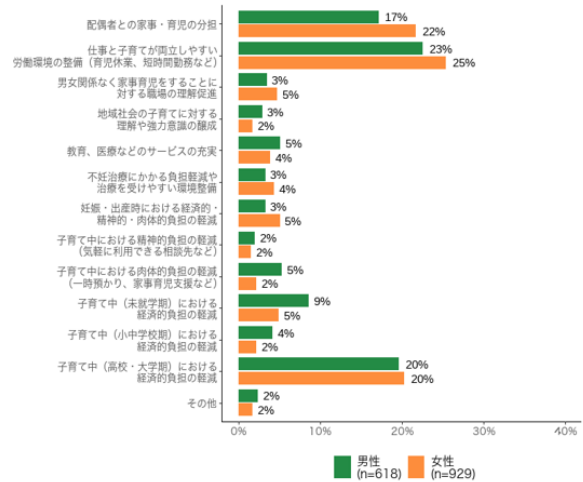
福井県子育て意識調査

- 現在子どもを既に持っており、「もう1人子どもを持ちたいと考えている」人は3割以上
- 理想の子の数の実現に向けて、**仕事と子育てを両立しやすい環境**や**家事・育児の適切な分担**を求める意見が多い。(特に女性にその意見が多い。)

問 今後3年以内に子どもを持ちたいと考えているか(すでにお子さんがいる方はもう1人持ちたいと考えているか)



問 理想とする子どもの数を実現するために必要だと思うこと(1位)

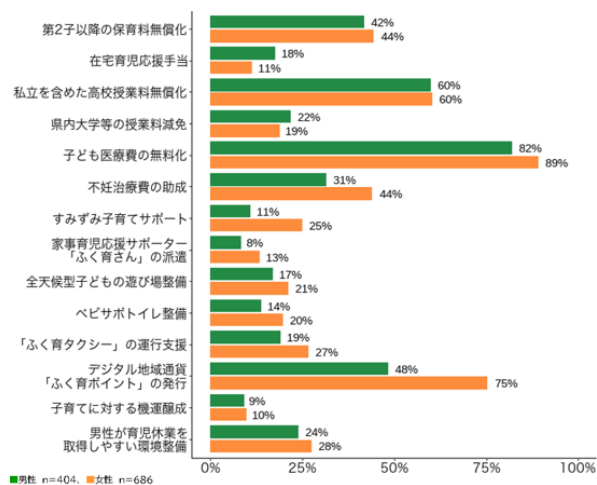


県の施策の認知度と評価

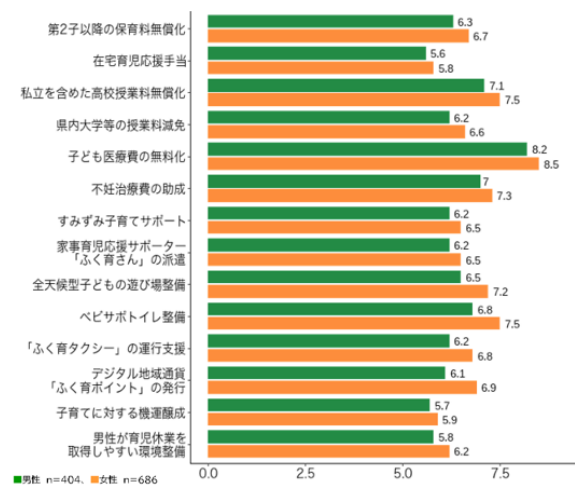
福井県子育て意識調査

- 14の独自施策のうち、**認知度が5割を超えているのは3つ**。経済的支援策については認知度が高め。
- 一方、**全ての施策で満足度の平均値は約6以上**と、子育て支援策に対する一定の評価は得られている。

問 〔配偶者がいるまたはこどもがいると回答した方〕福井県が独自に実施している子育て支援策の認知度



問 〔配偶者がいるまたはこどもがいると回答した方〕福井県が独自に実施している子育て支援策の制度に対する評価

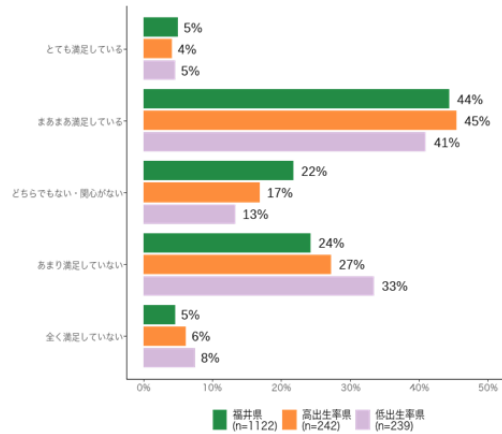


子育て支援策への満足度

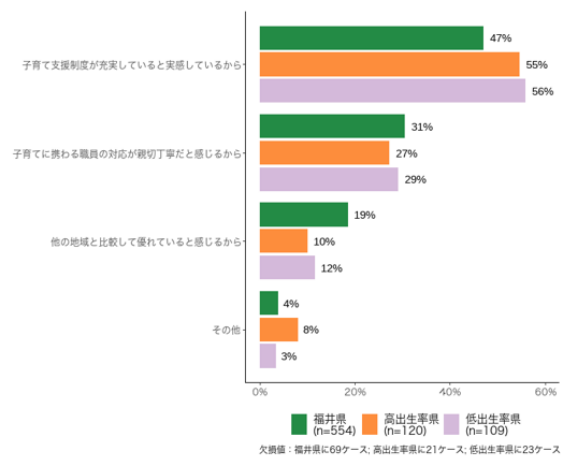
福井県子育て意識調査

- 子育て支援策への満足度について、**福井県は「どちらでもない・関心がない」の割合が高く(2割以上)**、満足していない割合は低出生率県が最も高い。
- 一方で、満足している人については、**「他地域と比較して優れていると感じている」割合が高い。**

問 〔配偶者がいるまたは子どもがいると回答した方〕居住している地域(県全体)の行政による子育て支援に満足しているか



問 〔前問で満足していると回答した方〕満足していると回答した理由



欠損値：福井県に69ケース、高出生率県に21ケース、低出生率県に23ケース

参考資料3 福井県こども・子育てニーズ調査（令和6年度）の結果概要

福井県こども・子育てニーズ調査概要

福井県こども・子育てニーズ調査

■ 目的 県内のこども・若者や子育て世帯、未婚者を対象に、こどもや子育て当事者のおかれている現状、ニーズ等を把握する

■ 対象 ①こども(小学校5年生～高校3年生)
②若者(19～30歳未満)
③保護者(未就学児～高校生の親)
④未婚者(20～40歳未満)

■ 期間 令和6年5月7日～5月21日

■ 有効回答数 2,008人(有効回答率 22.1%)

(回答内訳)

調査対象	調査数	回答数	回答率
こども	1,500	367	24.5%
若者	1,000	175	17.5%
保護者	3,600	979	27.2%
未婚者	3,000	487	16.2%
合計	9,100	2,008	22.1%

近所や地域の人とのかかわり

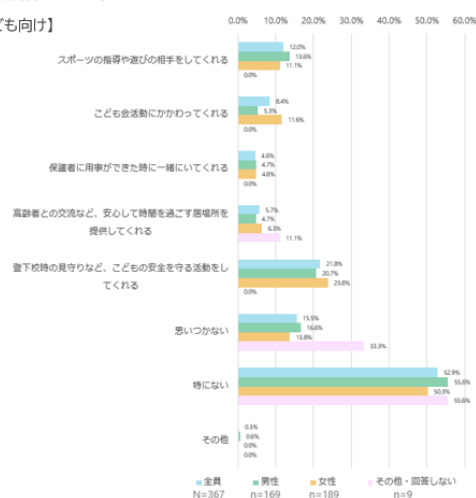
福井県こども・子育てニーズ調査

○ 近所や地域の人に期待することについて、こども目線では「おもいつかない」「特にない」が多くを占めている。

○ 一方、保護者からは、「こどもの安全を守る活動」、「地域ぐるみでのかかわり」を期待する回答が多い。

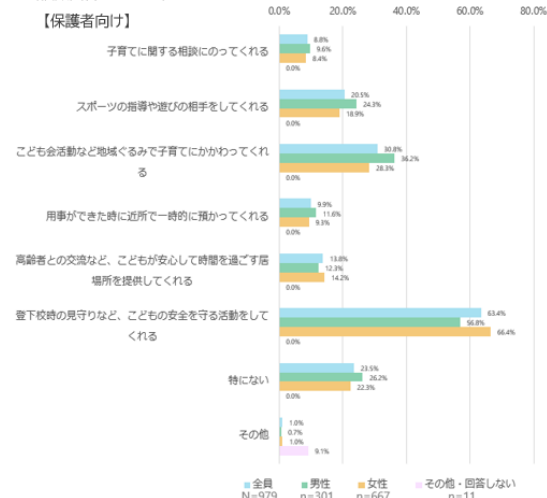
問 普段の生活の中で、近所や地域の人にどのようなことをしてほしいと思いますか。
(複数回答、3つまで)

【こども向け】



問 子育てをする上で、近所や地域の人に実際にどのようなことをしてほしいと期待しますか。
(複数回答、3つまで)

【保護者向け】



子育て支援サービスの情報発信

福井県こども・子育てニーズ調査

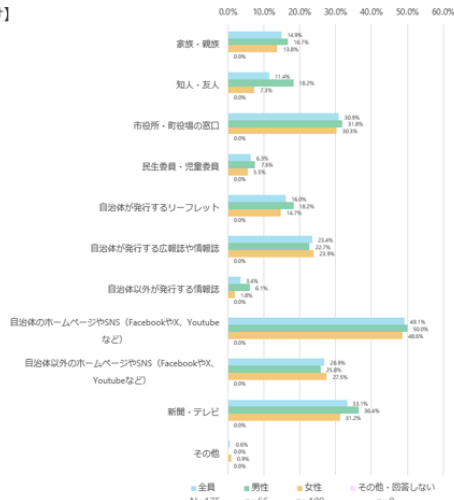
○ 自治体のホームページやSNSでの情報発信の充実を求める声が多い。

○ 妊娠・出産に満足していない方の理由について、「利用できるサービスについての情報不足」の回答が最も高い。

※全体の約9割は妊娠・出産に「満足している」と回答

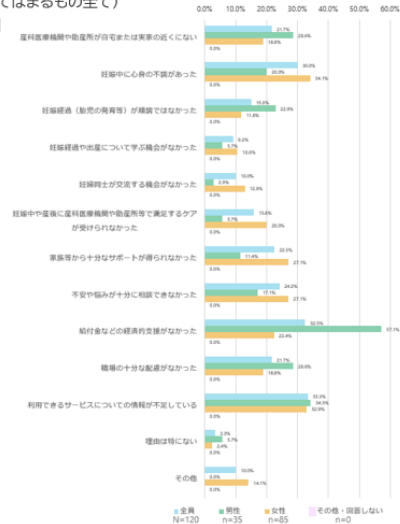
問 子育て支援サービスの情報は、どこからの情報発信をより充実してほしいと思いますか。
(複数回答、3つまで)

【若者向け】



問 〔妊娠・出産にあたって満足していないと回答した方※〕満足していない理由
(複数回答、当てはまるもの全て)

【保護者向け】



結婚・子育ての捉え方

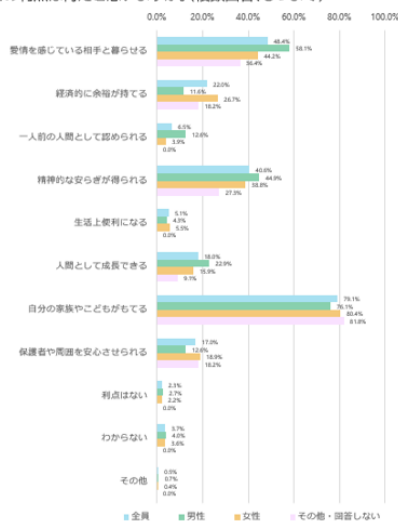
福井県こども・子育てニーズ調査

○ 約8割の保護者が、「家族やこどもがもてる」が結婚の利点だと感じている。

○ 一方で、子育てにあたって「仕事と子育ての両立が難しい」と感じている保護者が最も多く、また、経済的負担の側面よりも、「身体の疲れ」や「自分の自由時間がない」ことを負担と感じている人が多い。

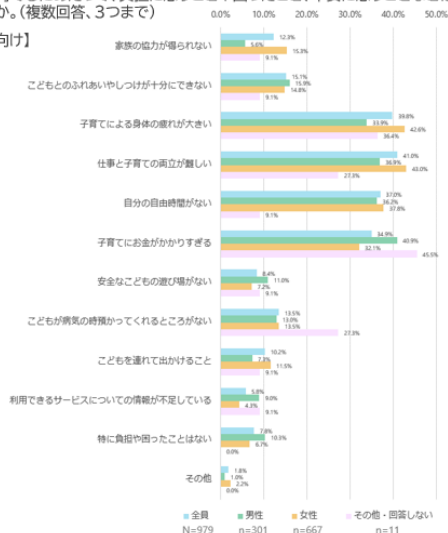
問 結婚することの利点は何かと思いますか。(複数回答、3つまで)

【保護者向け】



問 こどもを育てるにあたって、負担に思うことや困ったこと、不安に思うことなどはありますか。(複数回答、3つまで)

【保護者向け】



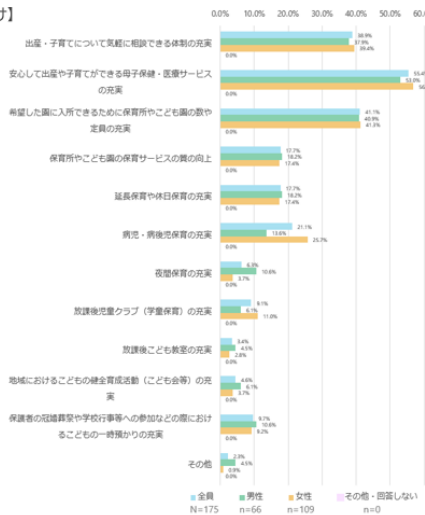
行政に求める子育て支援サービス

福井県子ども・子育てニーズ調査

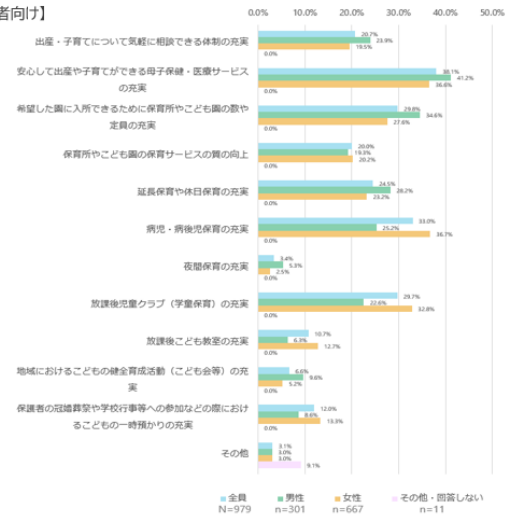
○ 行政に求める子育て支援サービスについて、若者・保護者とも「母子保健・医療サービスの充実」が最も高い。

問 健やかに子どもを生み育てるために、“子育て支援サービス分野”で行政にどのような施策をより充実してほしいと思いますか。(複数回答、3つまで)

【若者向け】



【保護者向け】



行政に求める子育て環境づくり

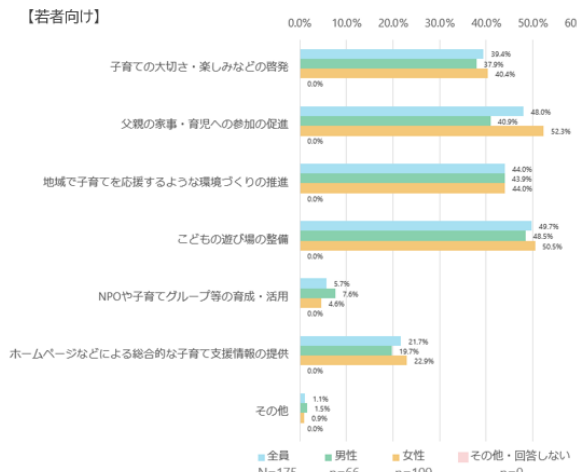
福井県子ども・子育てニーズ調査

○ 若者が行政に求める環境づくりとして、「こどもの遊び場」「父親の家事・育児参加」「地域全体で子育てを応援する環境づくり」「子育ての楽しみの啓発」などの回答がまんべんなく高い。

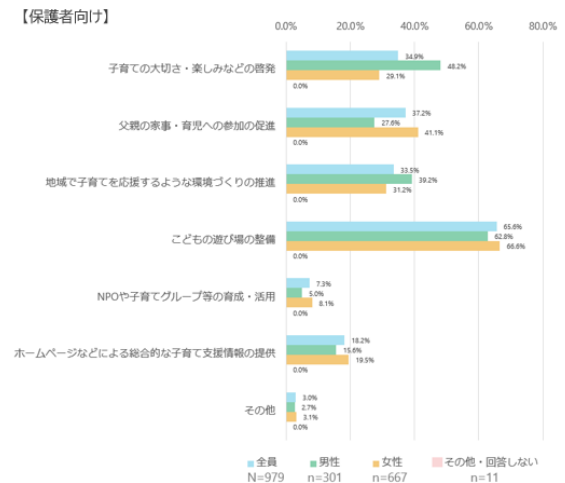
○ 実際に子育て中の保護者からは、「こどもの遊び場整備」の充実を求める声が最も大きい。

問 健やかに子どもを生み育てるために、“子育て環境づくり分野”で行政にどのような施策をより充実してほしいと思いますか。(複数回答、3つまで)

【若者向け】



【保護者向け】



結婚への意識・行動

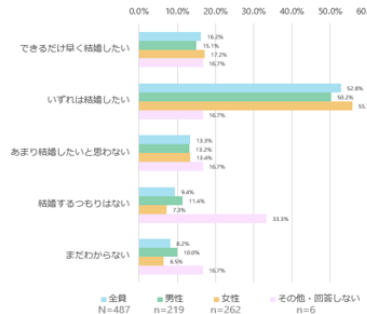
福井県こども・子育てニーズ調査

○ 20～40歳未満の未婚者のうち、**結婚希望のある方は約7割**

○ 「交際相手が欲しい」と回答した者のうち、**約7割が「活動が億劫」「方法がわからない」「自信がない」**などの理由で恋人探しをしていない。

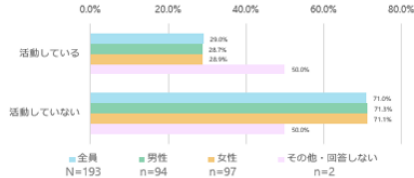
問 結婚についてどのようにお考えですか。

【未婚者向け】



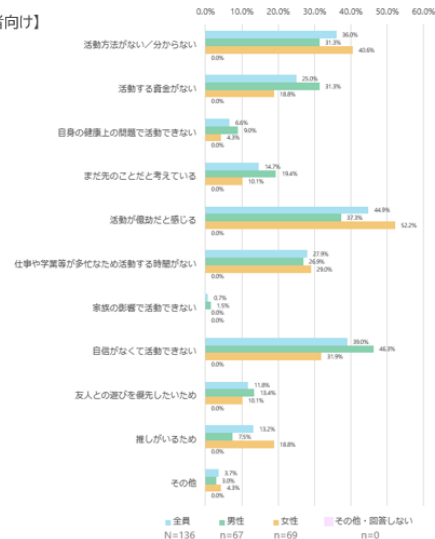
問 (現在交際中ではないが、交際相手が欲しいと答えた方) 現在、恋人さがしを意識した活動をおこなっていますか。

【未婚者向け】



問 (前問で活動していないと回答した方) 活動していない理由は何ですか。(複数回答、3つまで)

【未婚者向け】



福井県こども・子育て応援計画

策 定：令和7（2025）年3月

発 行：福井県（健康福祉部こども未来課）

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0341

FAX 0776-20-0640

Eメール kodomomirai@pref.fukui.lg.jp